

いしかわエンゼルプラン2020

(素案)

令和2年2月

目 次

第1章 プラン策定に当たって

- 1 プラン策定の趣旨 1
- 2 プランの性格・位置づけ 1
- 3 プランの計画期間 2
- 4 プランの策定過程における県民意見等の聴取 2

第2章 プラン策定の背景

- 1 少子化の動向と少子化がもたらす影響 3
- 2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境 4
- 3 国の動向とこれまでの県の取組 17

第3章 プランの基本的な考え方

- 1 目指す社会 20
- 2 基本目標 20
- 3 基本的視点 21
- 4 重点的な取組 21
- 5 施策体系 23

第4章 具体的施策の展開

- 1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実 .. 24
- 2 安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進 27
- 3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備 32
- 4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備 39
- 5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実 48
- 6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進 55

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

- 子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方等 61

第6章 プランの推進方策

- 1 プランに基づく施策の目標と施策の推進 61
- 2 推進体制 63
- 3 進捗管理 63

第1章 プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」や平成27年に策定した「いしかわエンゼルプラン2015」に基づく取組などにより、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあります。少子化の進行は、労働供給や地域社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、将来経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下など、社会経済に多大な影響を及ぼします。また少子化への対応は遅れるほど、将来への影響が大きくなる一方で、効果が表れるまでに長時間を要します。

こうしたことを踏まえ、中長期的な視点に立ち、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向けた、総合的な少子化対策を一層強力に推進していくための今後5年間の行動計画として本プランを策定します。本プランに基づき、「子育て支援先進県」にふさわしいより一層の取組を家庭、地域、学校、企業、関係団体などと連携し実施していきます。

2 プランの性格・位置づけ

本プランは、いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第9条に基づく「県行動計画」及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく「都道府県行動計画」、「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「都道府県母子保健計画」、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30年7月6日子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」の性格を併せ持つ計画です。

さらに、「石川県長期構想」（平成28～令和7年度）をはじめ、「第2期いしかわ創生総合戦略」（令和2～6年度）、「石川県医療計画」（平成30～令和5年度）、「いしかわ健康フロンティア戦略2018」（平成30～令和5年度）、「石川県地域福祉支援計画」（平成31～令和5年度）、「石川の教育振興基本計画」（平成23～令和2年度）、「いしかわ食育推進計画」（平成29～令和3年度）、「いしかわ障害者プラン2019」（平成31～令和5年度）、「いしかわ男女共同参画プラン2011改訂版」（平成28～令和2年度）、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」（平成27～令和6年度）など、他の県計画と整合的に策定したものです。

石川県長期構想(平成28～令和7年度) - 県政運営の長期的かつ総合的な基本指針 -

第2期いしかわ創生総合戦略(令和2～令和6年度) - 地方創生の具体的な行動計画 -

少子化対策分野における個別計画

分野ごとの個別計画

いしかわエンゼルプラン2020(令和2～令和6年度)

- いしかわ子ども総合条例に基づく
「子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく
「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく
「都道府県行動計画」
- 「母子保健計画について(局長通知)」に基づく
「都道府県母子保健計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく
「都道府県子ども・若者計画」
- 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について(局長通知)」に基づく
「都道府県社会的養育推進計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく
「都道府県自立促進計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく
「都道府県子どもの貧困対策計画」

整合的に策定

他の計画

- 石川県医療計画(平成30～令和5年度)
- いしかわ健康フロンティア戦略2018(平成30～令和5年度)
- 石川県地域福祉支援計画(平成31～令和5年度)
- 石川の教育振興基本計画(平成23～令和2年度)
- いしかわ食育推進計画(平成29～令和3年度)
- いしかわ障害者プラン2019(平成31～令和5年度)
- いしかわ男女共同参画プラン2011改定版(平成28～令和2年度)
- 石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画(平成27～令和6年度)

3 プランの計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 プランの策定過程における県民意見等の聴取

平成31年1月 「子育てに関する県民意識調査」の実施

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 調査対象 | 石川県内に在住する満20歳以上45歳以下の男女3,500人 |
| (2) 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出法・郵送自記入調査 |
| (3) 調査期間 | 平成31年1月25日～2月6日 |
| (4) 回答者数 | 910人(回答率26.0%) |
| (5) 調査者 | 石川県健康福祉部少子化対策監室 |

令和元年7月～ 「いしかわエンゼルプラン推進協議会」
令和2年3月 「石川県子ども政策審議会」の開催(計5回)
令和2年2月 パブリックコメントの実施

第2章 プラン策定の背景

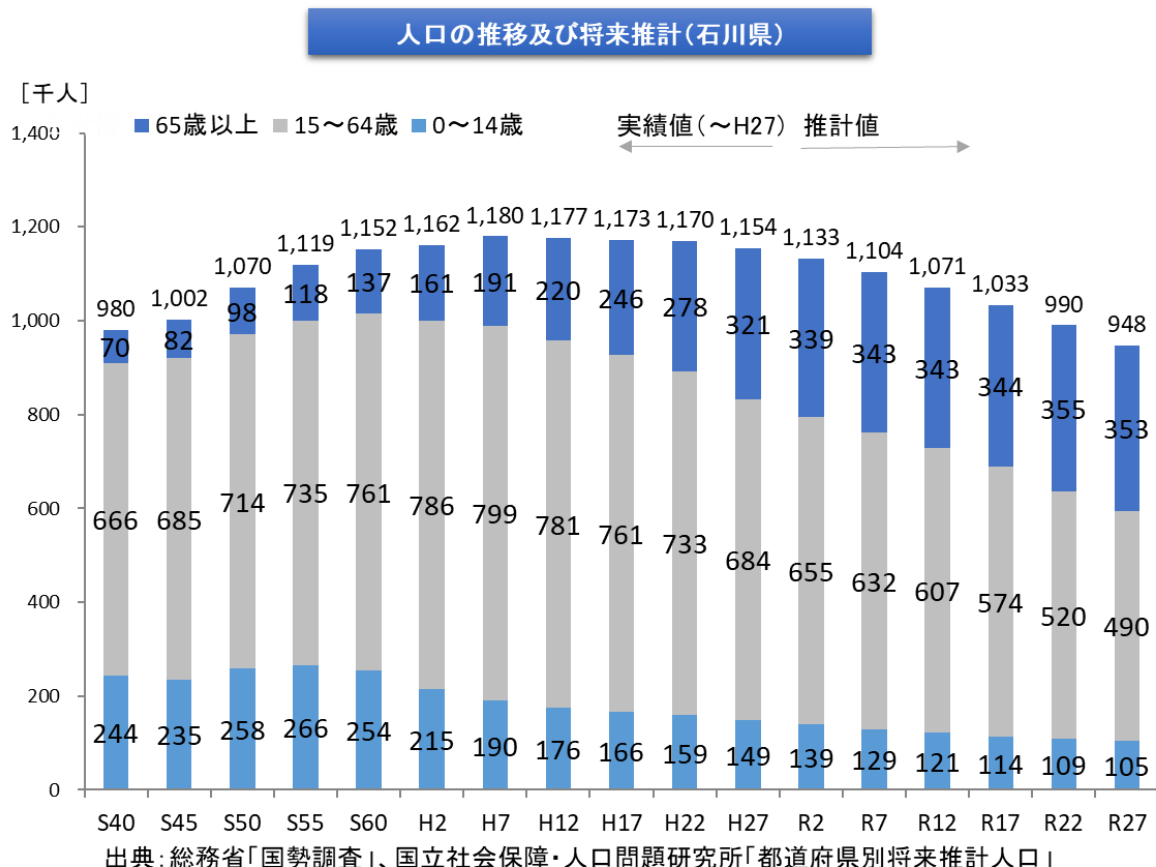
1 少子化の動向と少子化がもたらす影響

(1) 少子化の現状

① 石川県の人口

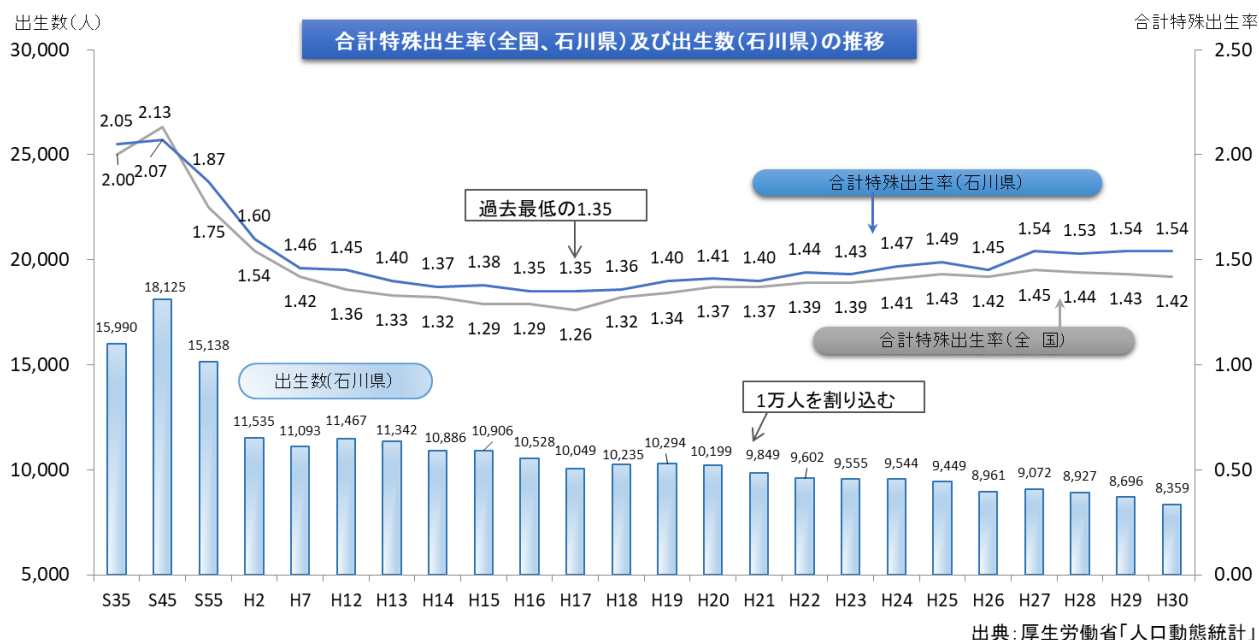
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によると、本県の人口は、平成27年（国勢調査）の1,154,008人から、30年後の令和27年には947,918人と約20万6千人（17.9%）減少し、100万人を割り込むとされています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、老年人口は年少人口の約3倍になるとされています。

本県では、平成27年に「いしかわ創生人口ビジョン」を策定し、合計特殊出生率を令和10年までに1.8、令和20年までに人口置換水準（人口が安定的に維持される水準）の2.07を目指すこととしています。さらに、自然減・社会減の両面からの人口減少対策を進めることで、令和42年の推計人口を93万1千人と、平成22年比で2割減に抑える目標を掲げています。



② 出生数及び合計特殊出生率

本県の年間の出生数は、平成 20 年から減少に転じ、平成 21 年には 1 万人を割り込み、平成 30 年には 8,359 人と減少が続いています。また、合計特殊出生率は、全国平均よりやや高く推移しており、過去最低の平成 17 年の 1.35 からは緩やかに上昇傾向であるものの、令和 10 年の目標である 1.8 に対しては、依然として低い水準となっています。



合計特殊出生率とは？

その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する

(2) 少子化の影響

少子化の進行は、労働力人口の減少など人口構造の変化をもたらし、経済成長の低下、税や社会保障における現役世代の負担の増大、地域活力の低下など、社会経済全体に深刻な影響を及ぼします。

また、子ども同士の交流の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されます。

さらに、人口減少により教育や医療体制の確保が困難になるなど、今後の地域社会の存続そのものも危惧されるところです。

2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

少子化の要因は、価値観の多様化、経済環境の変化などを背景とした未婚化・晩婚化

の進行や第1子出産年齢の上昇、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景とした子育ての孤立化などによる子育ての不安や負担感の増大、仕事と子育ての両立が難しい職場環境など、様々な要因が絡み合っていると考えられます。

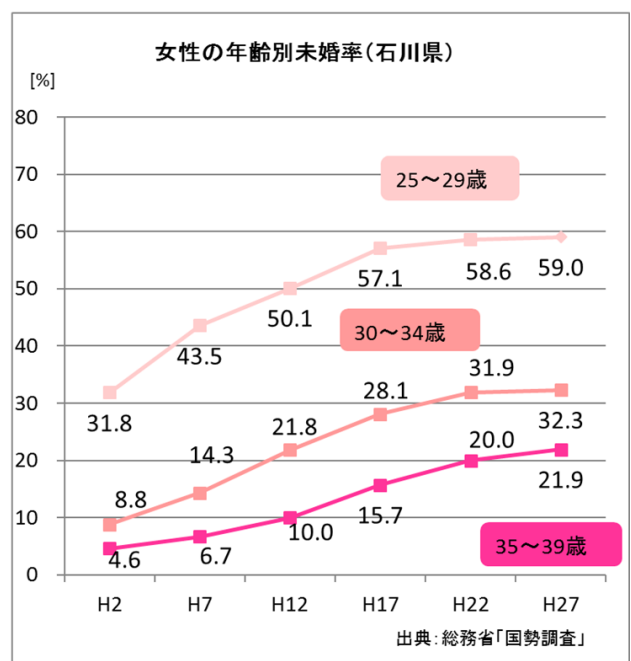
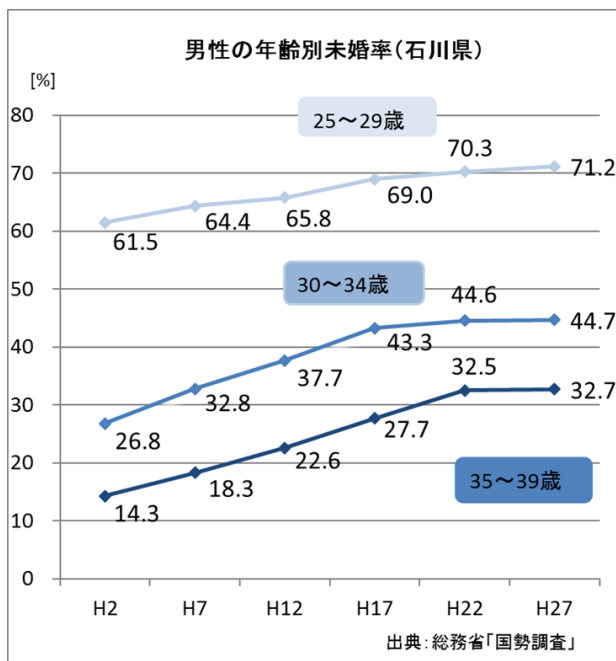
このため、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとに、本県の現状と課題を踏まえ、きめ細かい少子化対策を網羅的に推進することが重要です。

そこで、ここではライフステージごとに、少子化の背景となるデータや県民意識調査の結果を用いながら、本県の結婚や子ども・子育てを巡る現状を見ていきます。

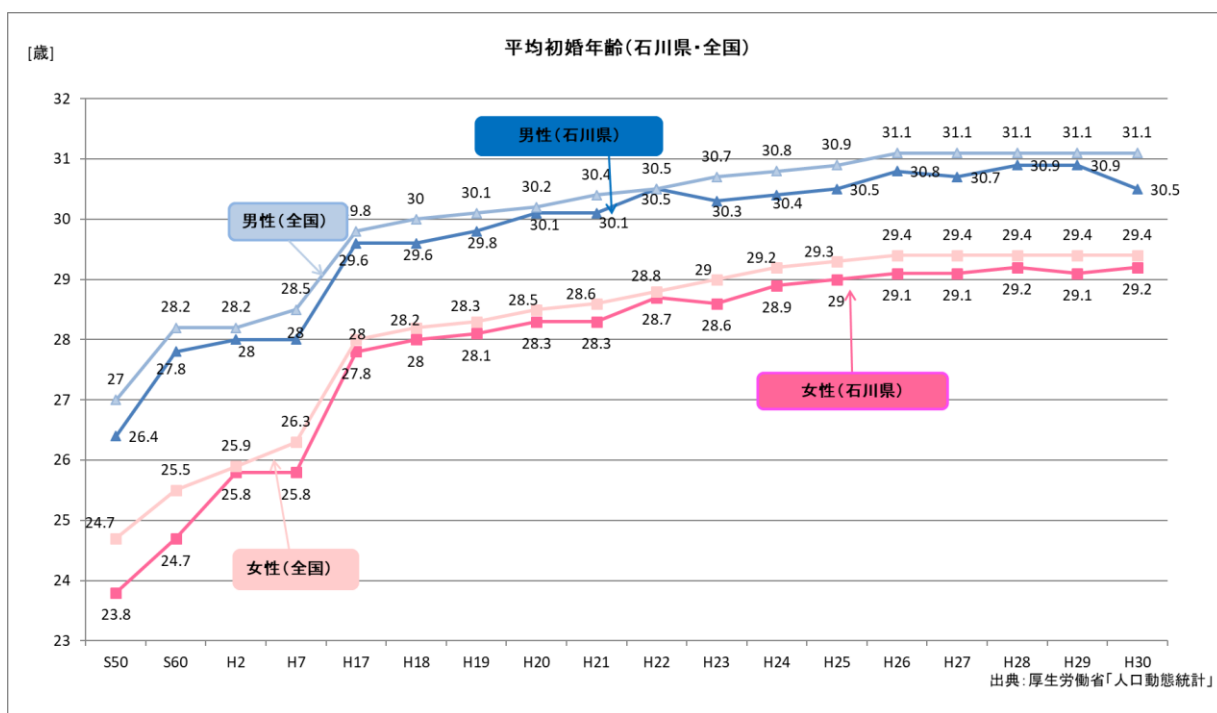
(1)結婚を巡る現状

①未婚化・晩婚化の進行

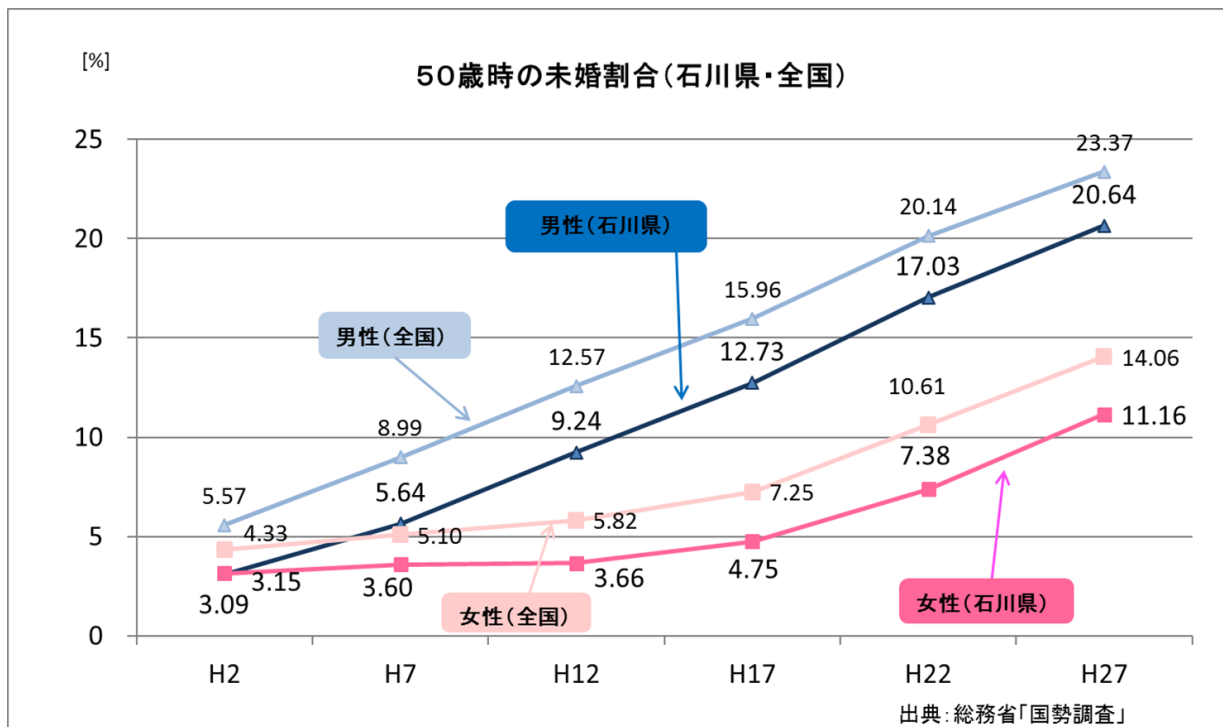
未婚率は、男女とも全ての年代で上昇傾向にあり、平成27年においては30代後半(35～39歳)の男性では3人に1人(32.7%)、女性では5人に1人(21.9%)が未婚の状況で、平成2年と比べると男性で約2.3倍、女性で約4.8倍となっています。



また、平均初婚年齢も年々上昇しており、男性では昭和50年には26.4歳だったものが、平成30年には30.5歳と約4歳上昇し、女性では昭和50年には23.8歳だったものが、平成30年には29.2歳と約5歳上昇するなど、男女ともに晩婚化が進んでいます。



さらに、50歳時の未婚割合（50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は、近年急激に上昇しており、男性では平成2年には3.09%（約32人に1人）だったものが、平成27年には20.64%（約5人に1人）、女性では平成2年には3.15%（約32人に1人）だったものが、平成27年には11.16%（約9人に1人）と未婚化が進んでいます。



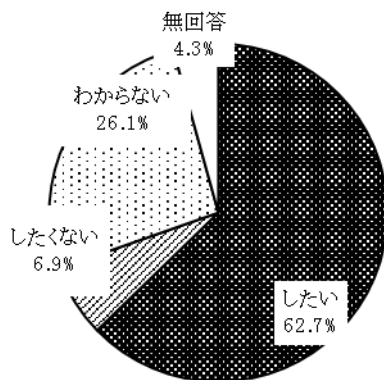
②結婚に対する県民の意識

県民意識調査によると、未婚者の約6割(62.8%)が将来的には結婚したいと考えている一方で、約3割(26.1%)が結婚したいか分からないと回答しています。

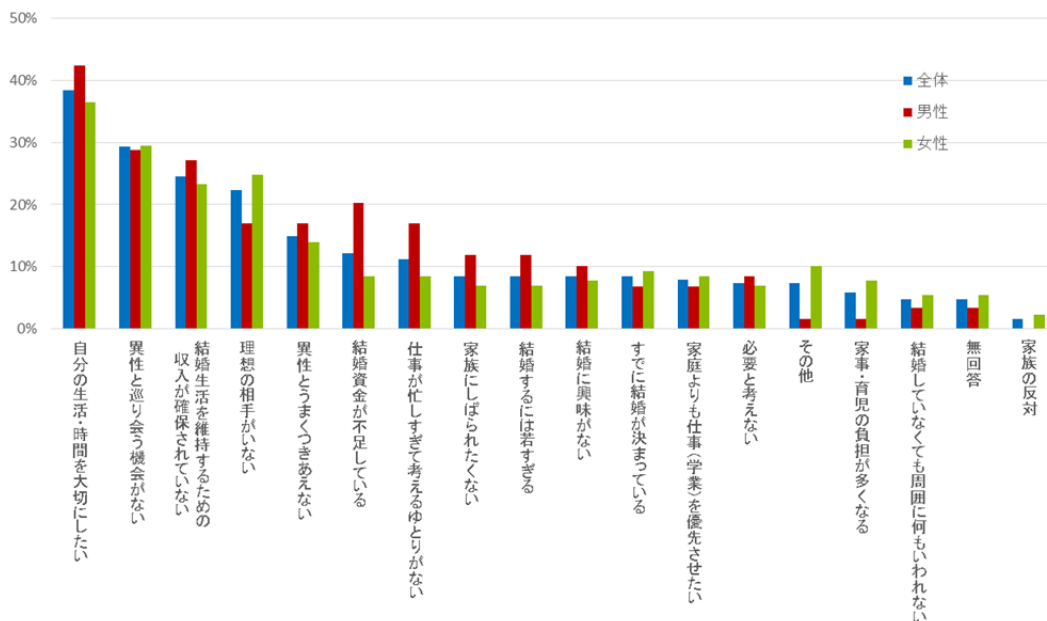
結婚していない理由としては、出会いの機会がない(「異性と巡り合う機会がない(29.3%)」、「理想の相手がいない(22.3%)」)、自分の生活・時間を大切にしたい(38.3%)、経済的な理由(「結婚生活を維持するための収入が確保されていない(24.5%)」、「結婚資金が不足している(12.2%)」)が主に挙げられています。

◆◆将来的な結婚願望◆◆

[全体](n=188)



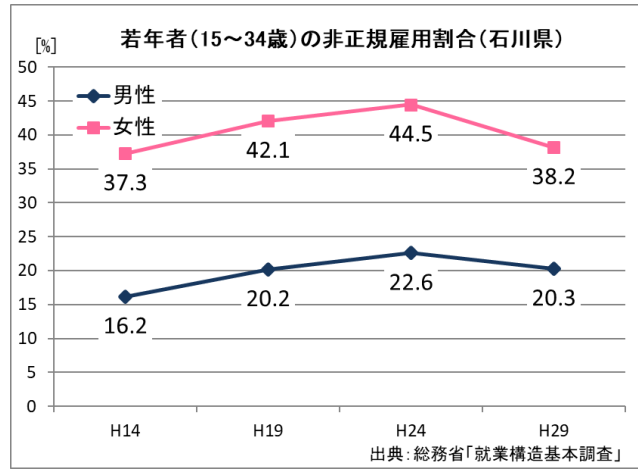
◆◆結婚していない理由◆◆



石川県「子育てに関する県民意識調査」(平成30年)

③若年者の非正規雇用割合の推移

平成 29 年の就業構造基本調査によると、若年者（15～34 歳）の男性においては、非正規就業者の未婚率は、正規就業者の未婚率に比べ高く、経済的基盤の不安定化は未婚化の要因の一つとなっていると考えられます。このような中、若年者の非正規雇用割合は、近年、男性で 20%台、女性で 30～40%台で推移しています。

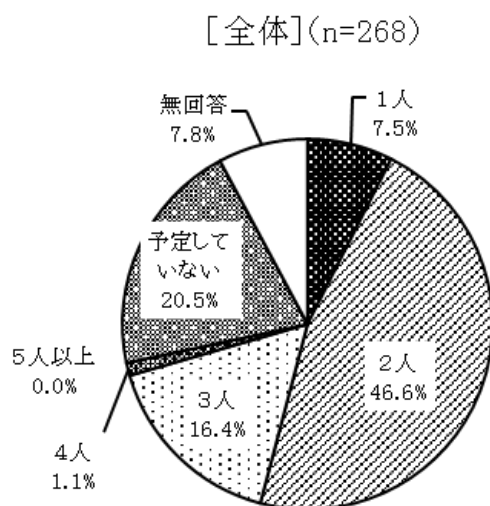


(2) 妊娠・出産を巡る現状

①子どもを持つことに対する県民の意識

子どもがいない人や未婚者の理想の子どもの数は、県民意識調査では「2人」が 46.6%、「3人」が 16.4%となっており、6割を超える人が子どもを2人以上持ちたいと考えています。

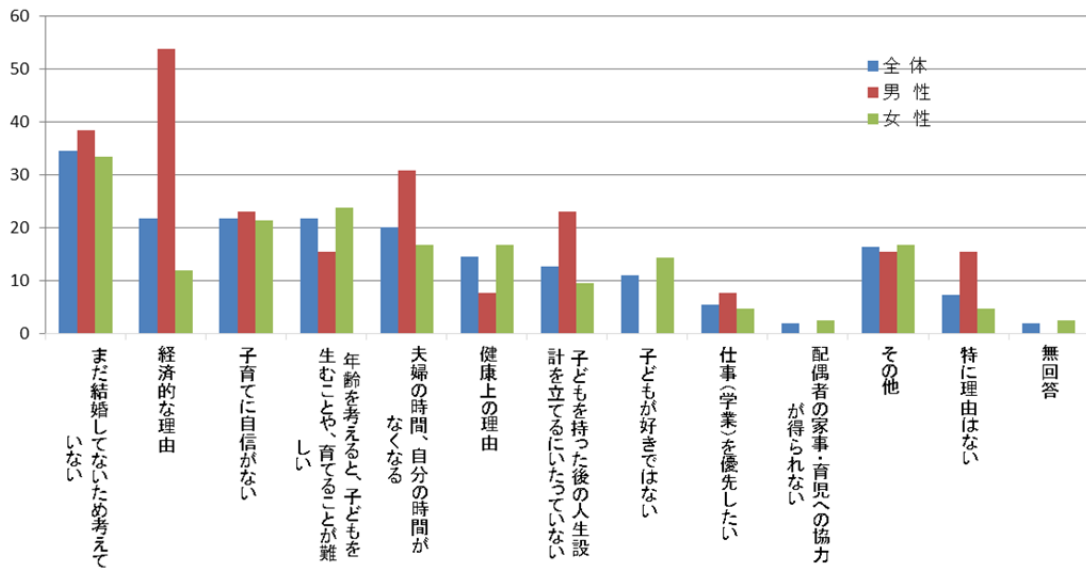
◆◇理想の子どもの数◇◆



石川県「子育てに関する県民意識調査」(平成 30 年)

一方、子どもを予定していない人は 20.5%で、その理由として、「まだ結婚していないため考えていない」が 34.5%、次いで「経済的な問題」が 21.8%となっています。

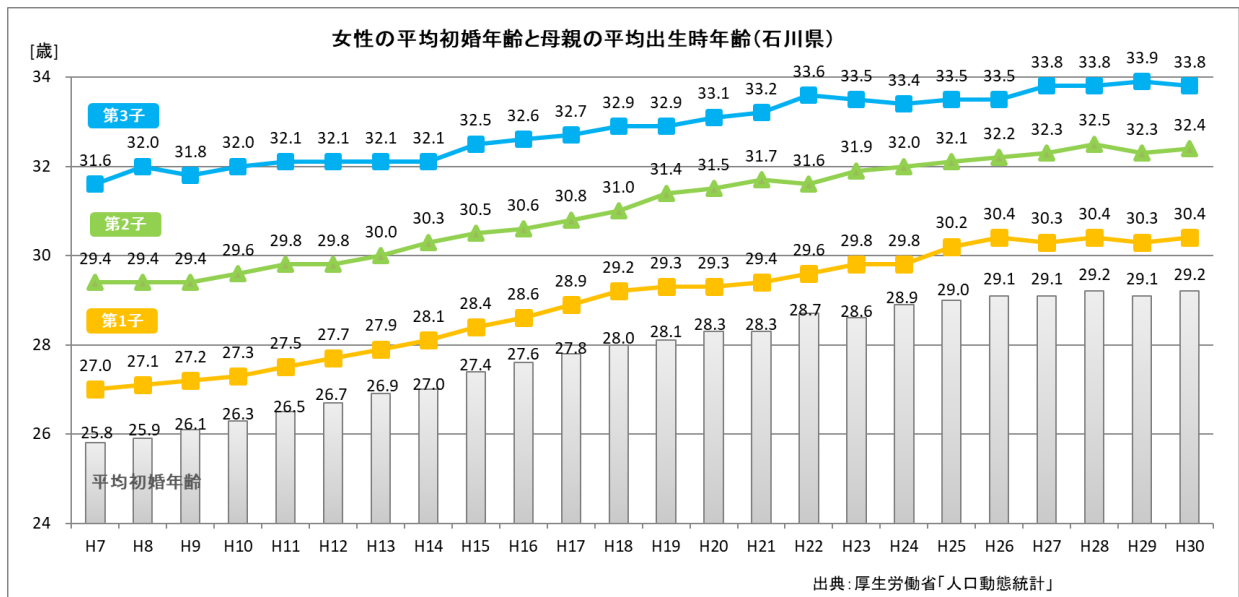
◆◆子どもを予定しない理由◆◆



石川県「子育てに関する県民意識調査」(平成30年)

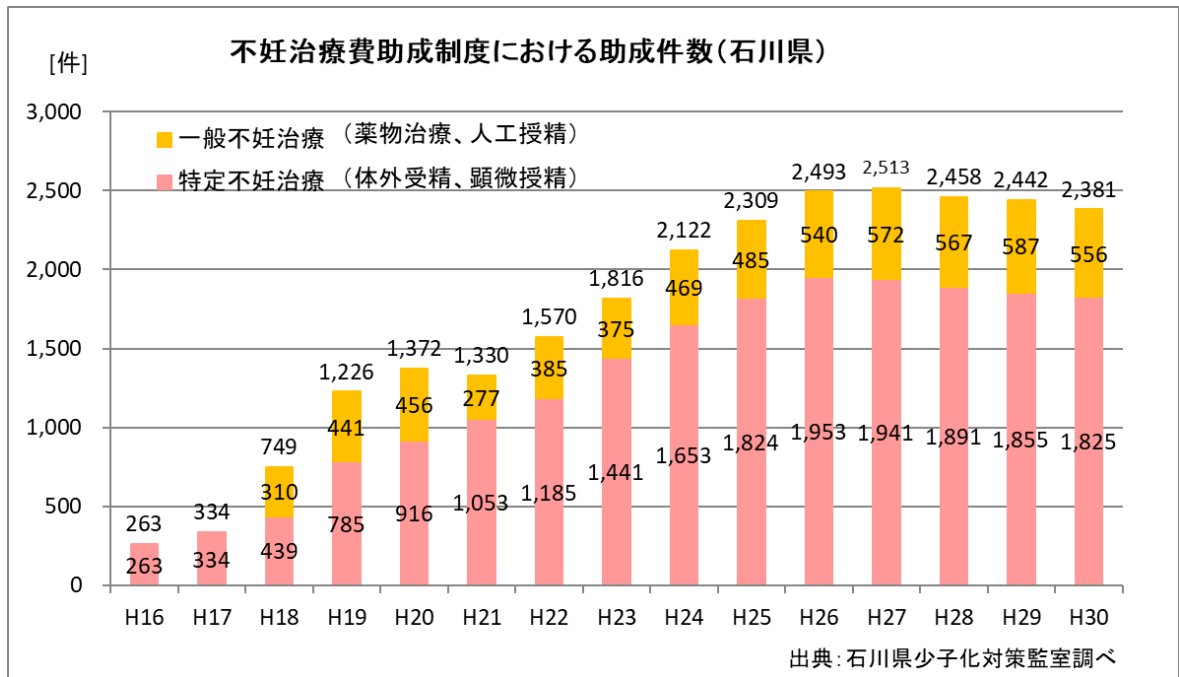
②晩産化の進行

平均初婚年齢の上昇とともに、晩産化が進行しています。本県においても第1子出産時の母親の平均年齢は上昇傾向にあり、平成30年には30.4歳となっています。



③不妊治療を巡る現状

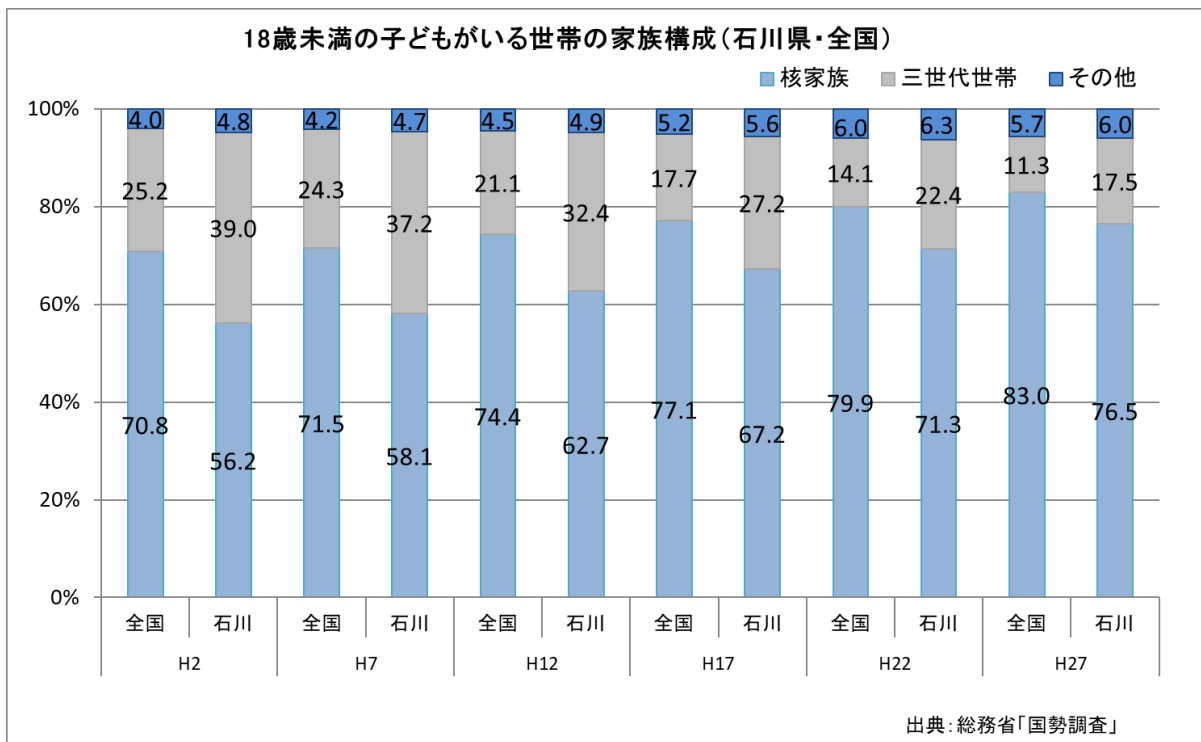
本県では、子どもを持ちたいのに子どもが出来ない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行っています。不妊治療費助成制度における助成件数の推移を見ると、制度を開始した平成16年度(※)には263件であったものが、平成30年度には2,381件と15年で約9倍に増加しています。 ※一般不妊治療に対する助成制度は平成18年度から



(3) 子育てを巡る現状

① 核家族化の進行

核家族化に伴い、子育ての孤立化、子育て力の低下が指摘されています。本県における18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国平均よりやや低いものの、増加傾向にあり、平成27年の国勢調査では76.5%となっています。



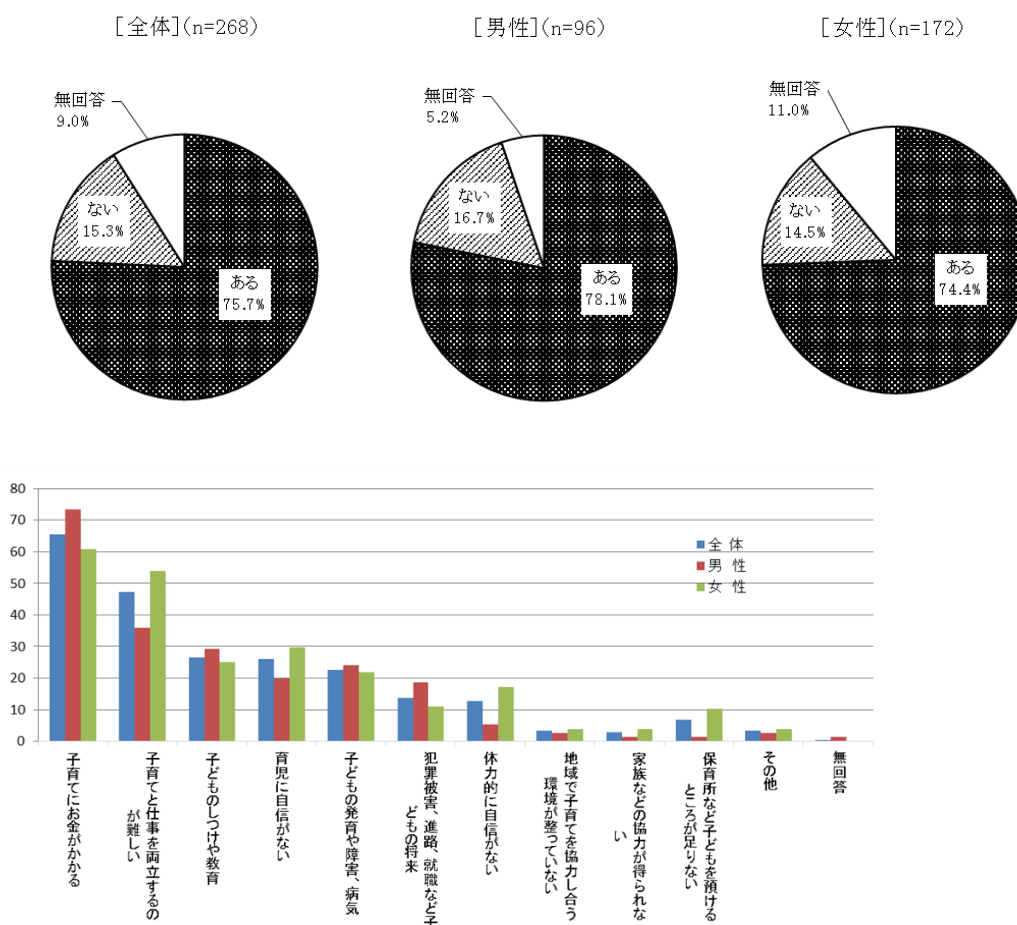
② 子どもを育てることに対する県民の意識

県民意識調査では、子どもがいない人や未婚者のうち、子どもを育てることに「不

安がある」と回答した人は全体の 75.7%で、男女別に見ると、男性では約 8 割 (78.1%) の人が子どもを育てることに「不安がある」と回答しています。

不安の具体的内容として、経済的な不安（「子育てにお金がかかる(65.5%)」）、精神的な不安（「子どものしつけや教育(26.6%)」、「育児に自信がない(26.1%)」）、子育てと仕事との両立の不安（「子育てと仕事を両立するのが難しい(47.3%)」）、母子の健康に対する不安（「子どもの発育や障害、病気(22.7%)」、「体力に自信がない(12.8%)」）の 4 つの不安が主に挙げられています。

◆◆子どもを育てることに対する不安◆◆



石川県「子育てに関する県民意識調査」(平成 30 年)

また、子どもの数別に見ると、子どもが 2 人までの世帯では、精神的な不安（「子どものしつけや教育」「育児の方法が正しいか」）が最も大きく、子どもが 3 人以上いる世帯では、経済的な不安（「子育てにお金がかかる」）が最も大きくなっています。

◆◇子どもの数別に見る子育てに関する不安◇◆

(単位：%)

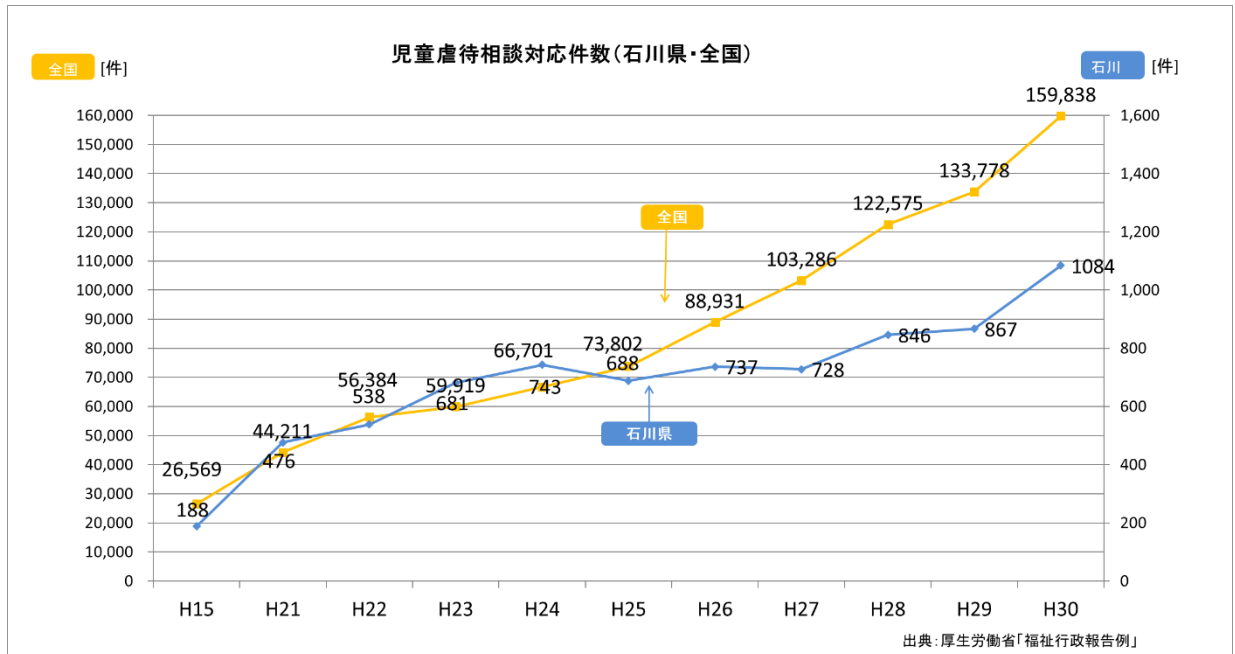
子育てに対する不安	子どもの数		
	1人	2人	3人以上
精神的な不安 (子どものしつけや教育) (育児の方法が正しいか)	82.8	75.9	65.1
経済的な不安 (子育てにお金がかかる)	50.3	65.9	70.6
母子の健康への不安 (子どもの発育や障害、病気) (体力的に厳しい)	19.8	22.1	23.1
仕事との両立の不安 (子育てと仕事を両立するのが難しい)	43.7	38.6	35.7

石川県「子育てに関する県民意識調査」(平成30年)

(4) 子どもを取り巻く現状

① 児童虐待

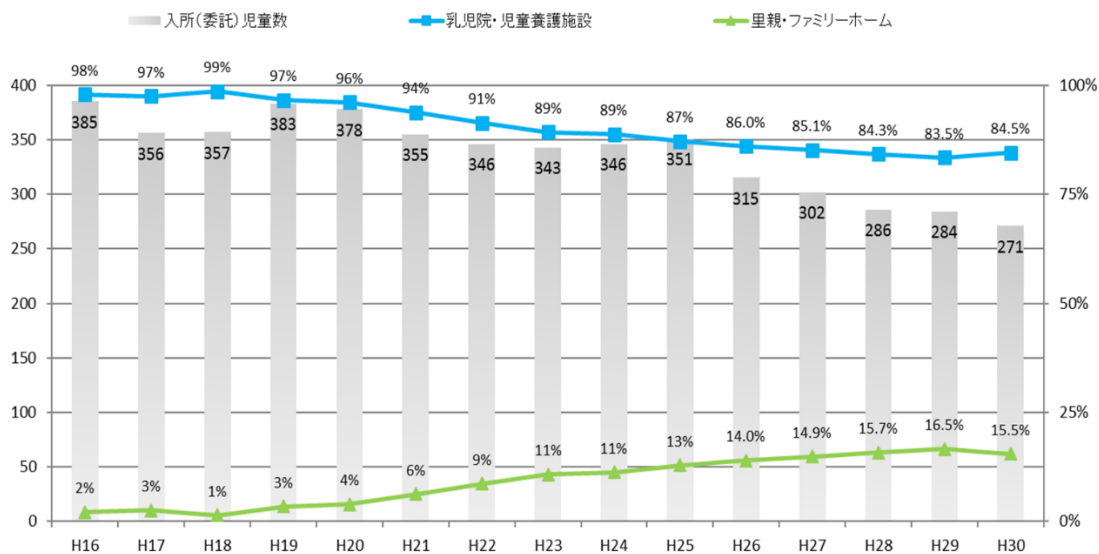
県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、平成30年は1,084件で、前年度と比べ220件増加しています。



② 社会的養護

本県における社会的養護(様々な理由により家庭で暮らせない子どもを家庭に代わって養育すること)を必要とする児童数は、近年300人程度で推移しており、その約8.5割

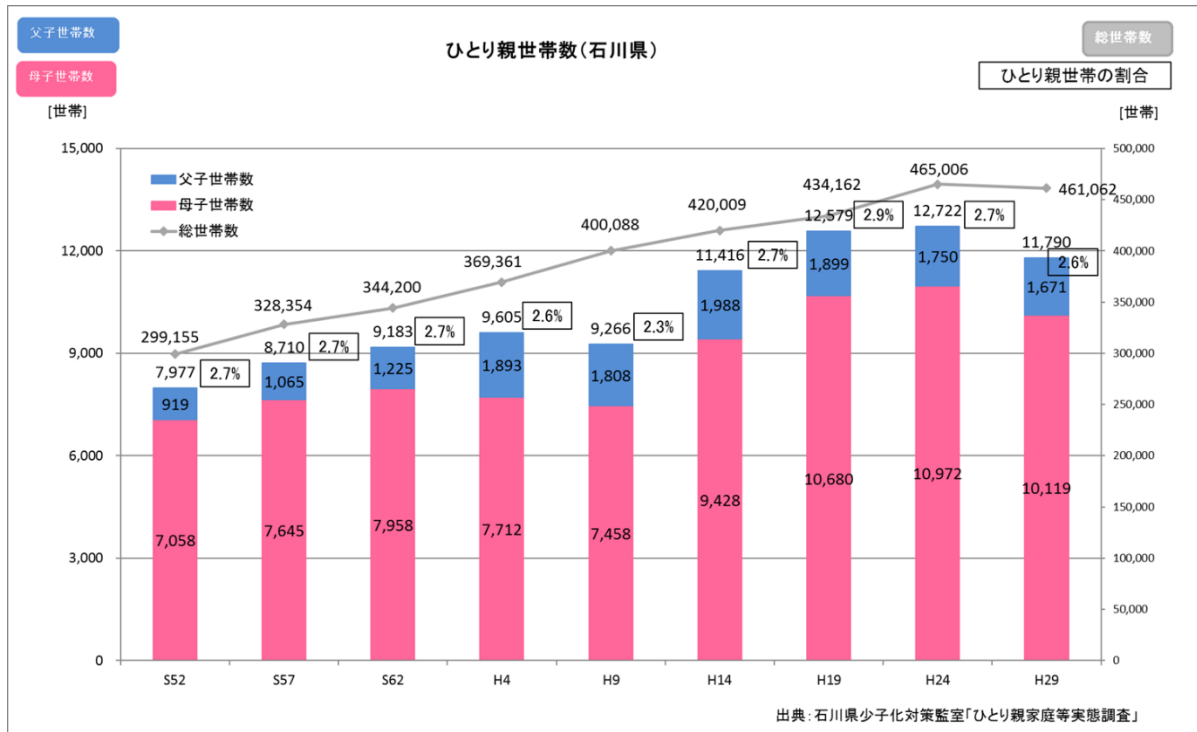
が乳児院や児童養護施設、約 1.5 割が里親やファミリーホームなどで養育されていますが、近年里親等で養育される児童の割合が高くなっています。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

③ひとり親世帯

本県におけるひとり親世帯数は近年、12,000 世帯から 13,000 世帯で推移しており、その約 8.5 割が母子世帯となっています。なお、平成 29 年のひとり親世帯数は、11,790 世帯と、総世帯数に占める割合は 2～3%の割合で推移しています。

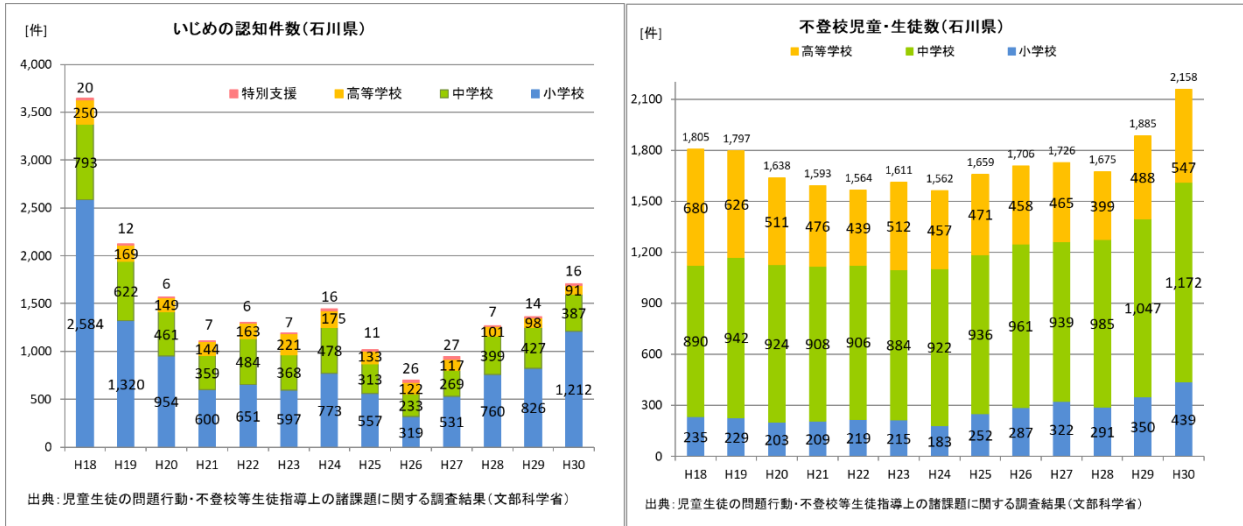


出典：石川県少子化対策監室「ひとり親家庭等実態調査」

④いじめ、不登校

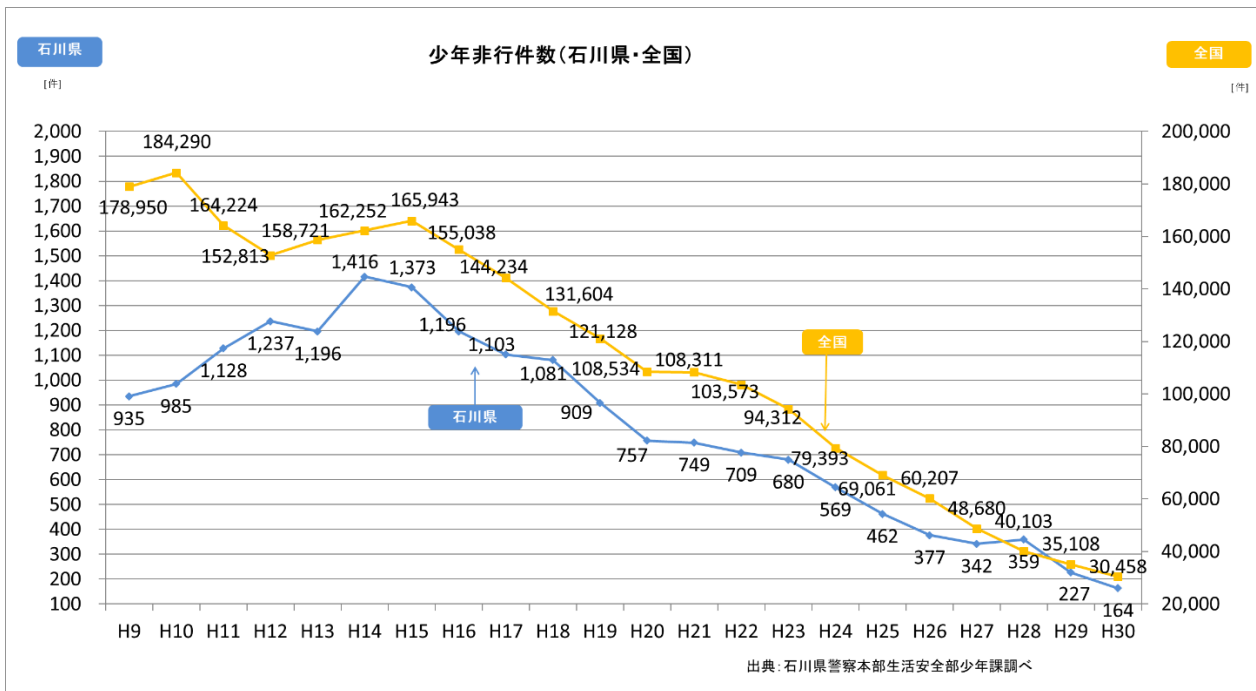
本県におけるいじめの認知件数は平成 18 年に比べ減少しているものの、平成 26 年以降増加傾向にあります。不登校児童・生徒数は、近年 1,700 人から 1,800 人で推移

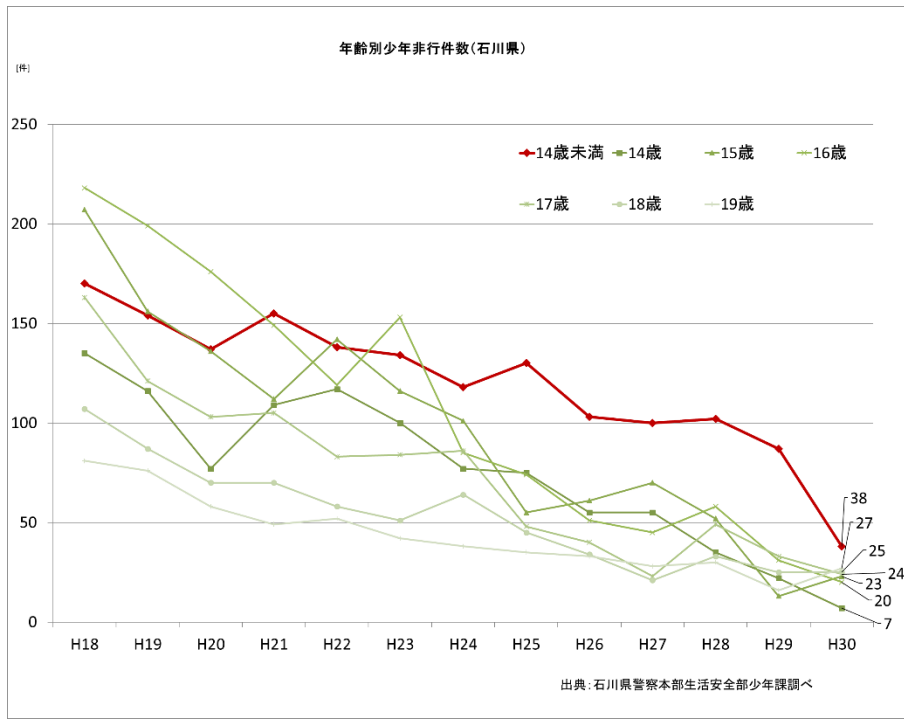
していますが、増加傾向にあります。



⑤子どもの非行・犯罪

本県における少年非行件数は、平成14年をピークに年々減少しています。
14歳未満の犯罪も近年減少しています。



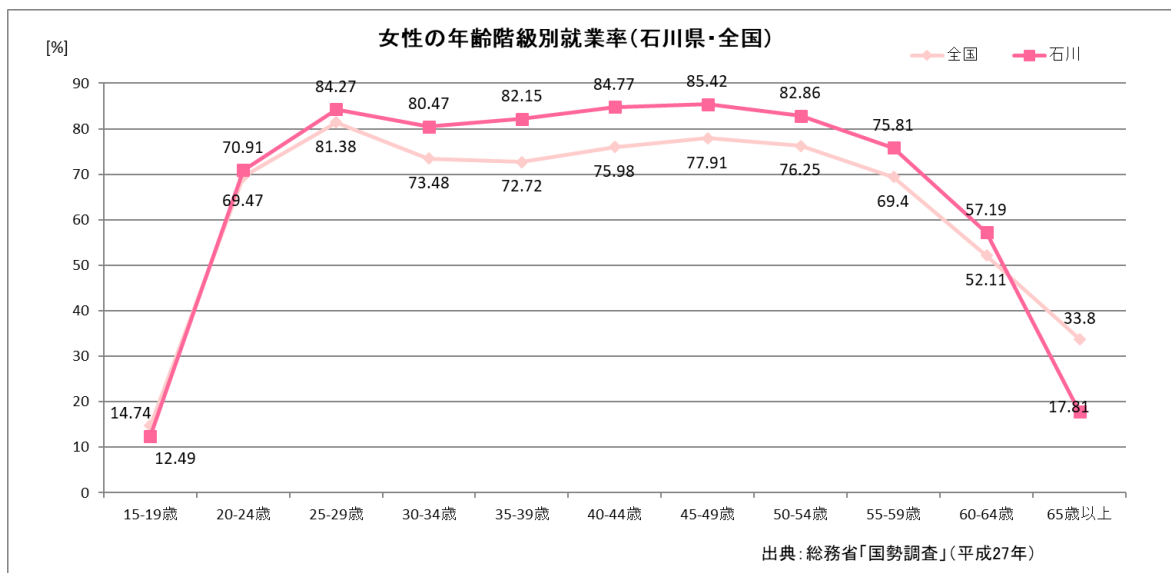


(5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の現状

①女性の就業率

本県における女性の就業率（就業者／15歳以上人口）は、平成27年の国勢調査では51.8%で全国2位となっており、年齢別就業率についても、各年代において全国に比べ高い状況にあります。

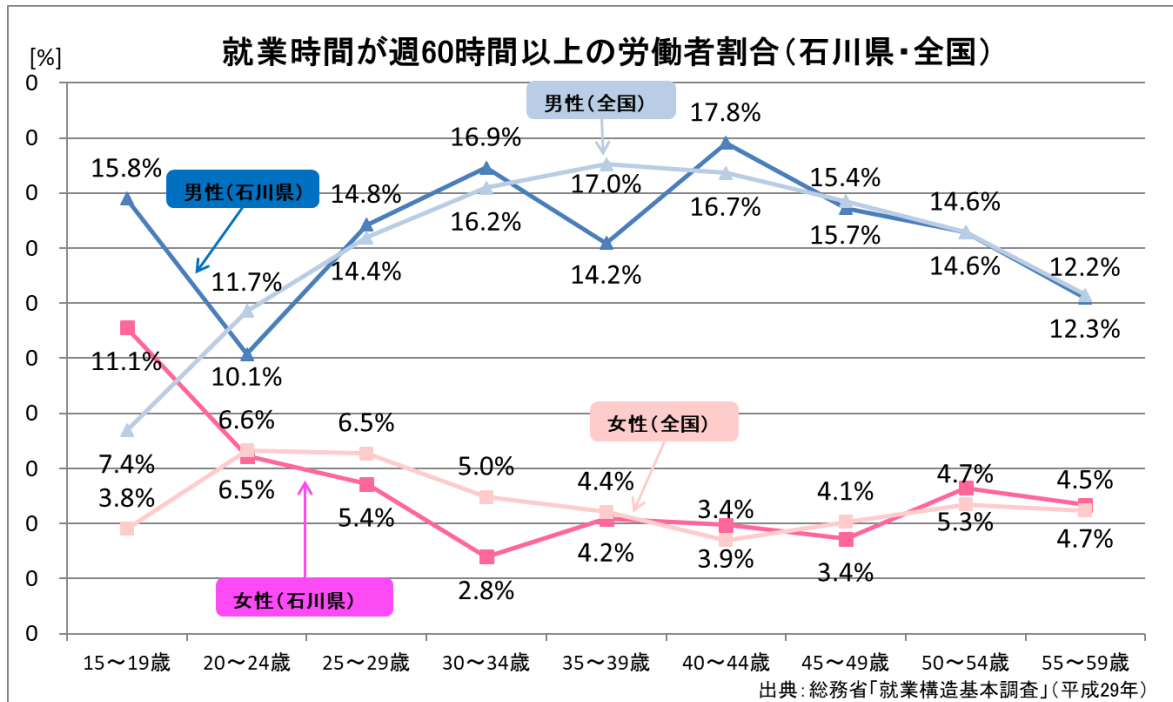
加えて、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。



②長時間労働

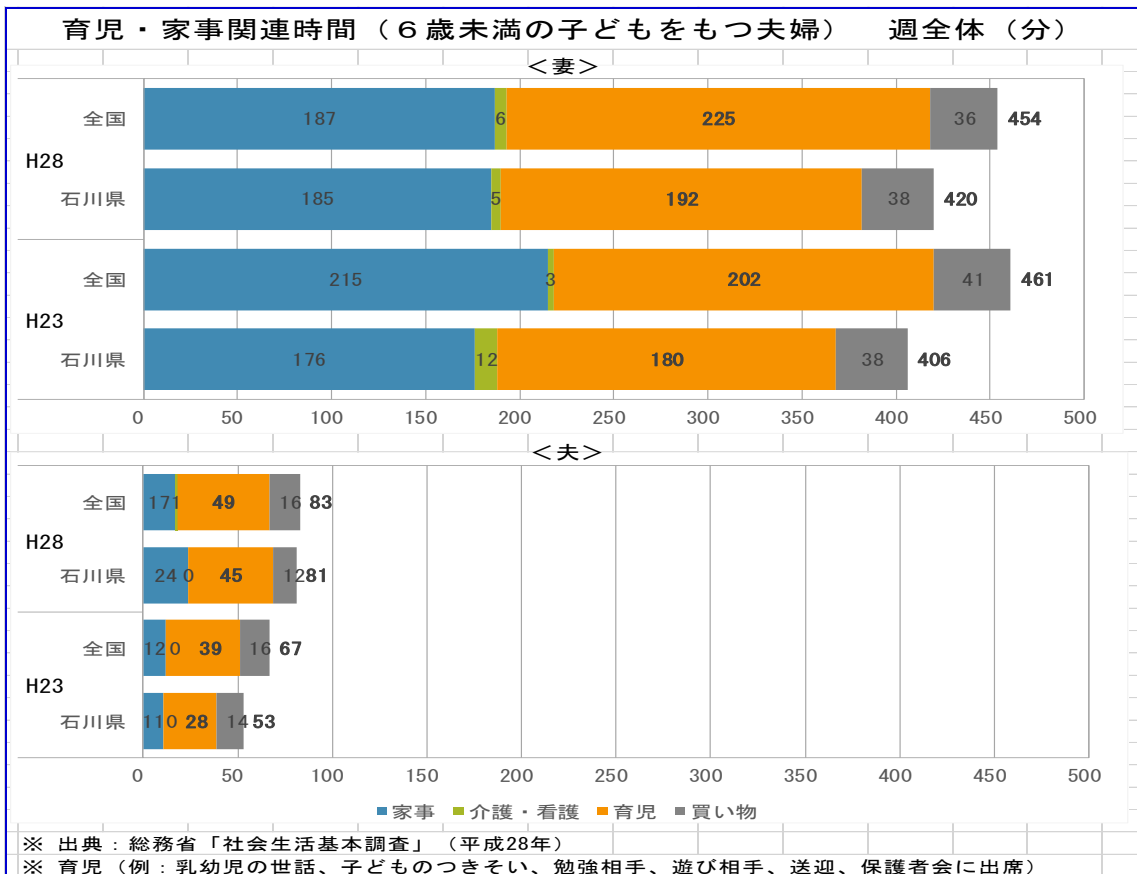
平成29年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、結婚や出産など家族を形成する時期や子育て期にあたる30～40代の男性で、高い

傾向となっています。



③ 夫婦の育児・家事関連時間

平成28年の社会生活基本調査では、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は81分で、妻の420分に比べ、短い状況となっています。

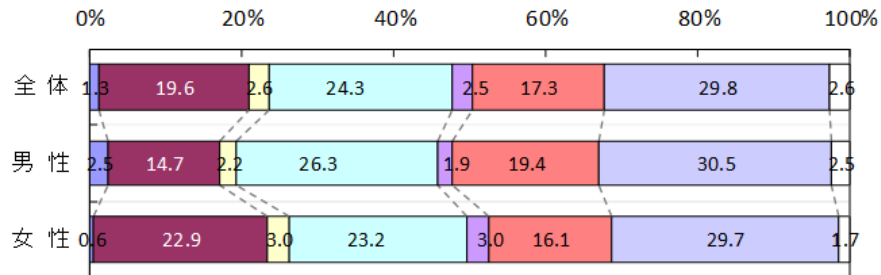


④ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に対する県民の意識

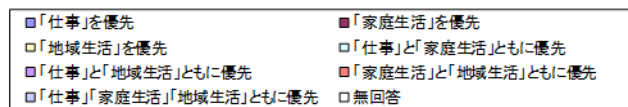
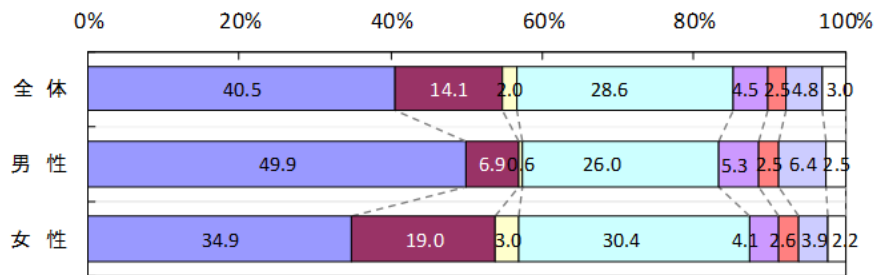
県民意識調査によると、生活の中での仕事・家庭生活・地域生活の優先度について、「希望」としては全体で「3つともに優先」が29.8%と最も多くなっていますが、「現実」は、「仕事を優先」が40.5%と最も多く、特に男性では49.9%と約5割もの人が「仕事を優先」する状況となっています。

◆◇仕事・家庭生活・地域生活の優先度◇◆

【希望】



【現実】



石川県「子育てに関する県民意識調査」（平成30年）

3 国の動向とこれまでの県の取組

(1) 国の動向

国では、個々人が結婚や子供についての希望を実現でき、安全かつ安心して子供を生き育てられる環境の整備に向けて、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）及び少子化社会対策大綱（平成16年閣議決定）に基づき、少子化対策を総合的に推進してきました。

現行の少子化社会対策大綱（平成27年閣議決定）の策定以降も、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年閣議決定）において、経済成長のあい路である少子高齢化に真正面から立ち向かうため、一億総活躍社会の実現を目指すこととし、それに向けた目標の一つとして、一人でも多くの若者の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の

実現を掲げ、保育の受け皿整備などに取り組むこととされるなど少子化対策が進められています。

その後も、「子育て安心プラン」（平成 29 年閣議決定）による保育の受け皿拡大、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年閣議決定）による「人づくり革命」の一環としての幼児教育・保育の無償化及び真に経済的支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援並びに「子育て安心プラン」の前倒し、働き方改革関連法の施行による長時間労働の是正等の取組が推進されてきました。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年閣議決定、第 2 期：令和元年閣議決定）においても、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標の一つとして掲げ、少子化社会対策大綱と連携した総合的な少子化対策を推進するとともに、地方創生の観点から地域の実情に応じた少子化対策の取組を進めることとしています。

(2) これまでの県の取組

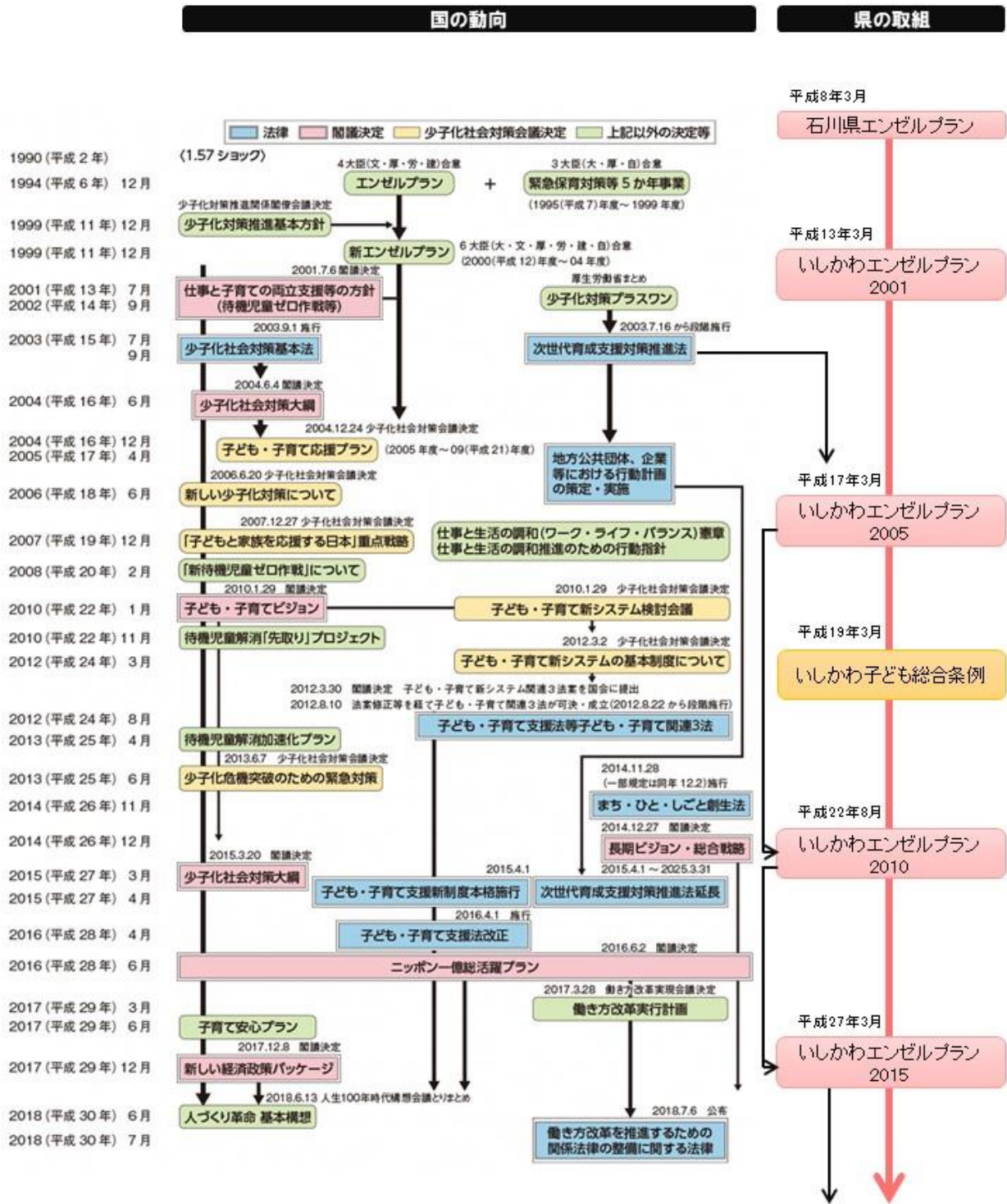
本県では、これまで平成 27 年に策定した「いしかわエンゼルプラン 2015」に基づき、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」といったライフステージに応じた切れ目のない支援と、各ライフステージにわたる「働き方」の推進するため、様々な施策を展開してきました。

「いしかわエンゼルプラン 2015」の数値目標の達成状況については、全 34 項目中 29 項目（全体の 85.3%）が目標値の 80%以上を達成しており、そのうち、目標値を 100%以上達成できた項目は 15 項目（全体の 44.1%）と全体的に取組は進んでいるといえます。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は、平成 30 年には 1.54 と、いまだ人口を維持するために必要な水準とされる 2.07 を大きく下回っています。

少子化対策は、大変息が長い取組で、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、社会経済の根幹を揺るがしかねない少子化の流れに歯止めをかけるため、直ちに集中して少子化対策に取り組むとともに、長期的視野に立って、粘り強く実効性のある施策を展開していく必要があります。

(参考) 国の動向と県の取組



※内閣府資料を元に作成

第3章 プランの基本的な考え方

1 目指す社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

次代を担う子どもが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育っていくことは、いつの時代においても変わることのない社会全体の願いです。

一方、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人がいます。

このような中、本プランでは、結婚したい、子どもを生み育てたいと願う人が、結婚し、子どもを生み育てることができるよう、その妨げとなっているものを一つ一つ取り除きながら、平成19年に制定した「いしかわ子ども総合条例」に基づき、将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川の創造を目指します。

2 基本目標

目指す社会の実現に向け、本プランの基本目標を次のとおり掲げます。

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てていくための支援の充実

目標の実現にあたっては、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが大切です。

そこで、本プランでは「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といったライフステージごとの施策の柱と、各ライフステージにわたる「働き方」における施策の柱を立て、子どもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

<ライフステージごとの施策の柱>

【結婚】結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

【妊娠・出産】安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

【子育て】全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

【子育て】子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

【子育て】社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

<各ライフステージにわたる施策の柱>

【働き方】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

3 基本的視点

計画の推進にあたっては、次の3つの視点に立ち、施策を展開します。

1. 「子どもの最善の利益」を第一に考える

施策の推進にあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもを全ての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

2. 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの推進に応じた「切れ目のない支援」

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、その希望がかなえられ、安心して子ども生み育てられることのできる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

3. 「社会全体」で支える

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能や子どもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることから、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。

その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援するという視点も大切にします。

また、結婚、妊娠、子ども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、社会全体で取組を進めます。

4 重点的な取組

本プランでは、「結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援」と「各ステージにわたるワークライフバランスの推進」の施策体系のもと、社会環境等の変化や県民意識調査の結果を踏まえ、以下について重点的に取り組むこととします。

- ① 結婚を希望する若者への出会いの機会のさらなる提供やライフプラン教育の充実
少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行している一方で、多くの若者が結婚を希望しています。本県ではこれまで、官民一体となり、結婚を希望する若者に対して出会いの機会を提供してきましたが、県民意識調査では、依然として約6割の未婚者が結婚を希望しており、「出会いの機会がない」との声が多いことから、今後さらに支援体制を強化し、出会いの機会のさらなる充実を図っていきます。

また、若者が結婚、妊娠・出産、子育てなどの各ライフステージにおいて、自らの希望した生き方ができるよう、早い時期からライフプランを考える機会の提供を図ります。

② 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制の充実

核家族化の進展などを背景に、子育て家庭の孤立化が指摘されており、県民意識調査では、約7.5割の方が「子育てに対して不安がある」と回答しています。

このため、全ての家庭が安心して妊娠・出産から子育ての時期を過ごすことができるよう、市町や民間団体とも連携しながら切れ目のない支援の充実を図ります。特に0～2歳児の半数近くが在宅で育児されている現状を踏まえ、マイ保育園の相談機能を強化するなど、在宅育児家庭に対する支援を充実します。

③ 認定こども園等における保育の質のさらなる向上

保育所などの普及率が高い本県では、保育サービスは量的に概ね充足していることから、全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、保育・幼児教育サービスの質のさらなる向上を図ります。特に、本県では、保育所や幼稚園から認定こども園への移行が進んでいることを踏まえ、認定こども園の保育教諭の資質・専門性の向上に向けた取組を進めていきます。

④ 男性の子育てへの参画促進や企業におけるワークライフバランスの一層の推進

共働き家庭の増加等に伴い、子育てにおける男性の役割はますます重要となっています。しかしながら、男性が家事・育児を行う時間は女性に比べると依然として短い状況であり、男性の子育てに対する不安も高まっていることから、男性の子育てへの参画を積極的に推進します。

また、男性が子育てに参画しやすい環境づくりを進めるためには、子育て中の従業員に対する理解や働き方の見直しが不可欠であることから、企業におけるワークライフバランスの取組を一層推進します。

⑤ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた対応の強化

児童虐待は、近年相談件数が増加傾向にあり、他県では子どもの生命が奪われる事件が発生するなど、深刻な社会問題となっています。児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を一層推進するため、児童相談所の体制強化、市町や保育所、学校等の関係機関における対応力の強化のほか、子育て家庭からの相談支援体制の充実などを図ります。

5 施策体系



第4章 具体的施策の展開

結婚

1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行する一方で、多くの若者が結婚を希望しています。

結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。

また、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らが希望する生き方ができるよう、若者のライフプランに対する意識の醸成を図ります。

<施策の方向性>

(1-1) 結婚を希望する若者への切れ目ない支援

地域のつながりの希薄化等に伴い、近所で結婚相手を紹介する仲人等が少なくなるなど、結婚を希望しながら相手と巡り会う機会が少ないといった若者の現状があります。

そこで、若者の結婚の希望をかなえるため、市町や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、成婚までの切れ目ない支援に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 県、市町、企業等が一体となり結婚支援を推進します。

結婚を希望する若者を、県を挙げて支援するため、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団に設置した「いしかわ結婚支援センター」を拠点に、市町や企業等とともに官民一体で結婚支援に取り組みます。

② 結婚を希望する若者に、出会いの機会を提供します。

結婚を希望する若者に対して、しあわせアドバイザー「縁結びist」が、結婚相談やお見合いの仲介等による出会いの機会の提供を行います。また、市町や企業等と連携し、イベントによる出会いの機会の提供を行います。

数値目標	縁結びistの数	(H30) 500人 → (R6) 750人
	婚活イベント参加者数(累計)	(H30) — → (R6) 10,000人

「縁結びist」とは？

- ・しあわせアドバイザー「縁結びist」

独身男女の結婚相談や、お見合いのお世話（仲人役）をボランティアで務める結婚アドバイザー

・「縁結びist」利用の流れ

＜○問合せ（縁結びist 交流サロンへ電話または
いしかわ結婚支援センターのホームページ、メール問合せ）＞

▽面接の予約

▽面接相談

▽登録

▽お見合い

▽交際

○成婚

③ 出会いの機会などの情報提供や結婚に関する相談体制の充実を図ります。

いしかわ結婚支援センターのホームページに県内各地の結婚支援情報を掲載し、結婚を希望する若者に対し、一元的な情報提供を行います。また、いしかわ結婚支援センターに設置した「婚カフェいしかわ」での相談支援など、結婚を希望する若者やその家族が、結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる体制の充実を図ります。

さらに、配偶者との出会いが職場や仕事関係が多いことを踏まえ、従業員に対して結婚支援情報の提供や出会いの機会の提供に積極的に取り組む企業を「いしかわ婚活応援企業」として認定し支援するなど、企業での結婚支援の取組を促進します。

数値目標	いしかわ婚活応援企業数	(H30) 188 社 → (R6) 400 社
------	-------------	--------------------------

④ 結婚を希望する若者に、結婚に向けたスキルアップを図る機会を提供します。

結婚を希望する若者が自信をもって婚活に向き合うことができるよう、身だしなみや異性とのコミュニケーションの方法など、結婚に向けたスキルアップを図る機会を提供します。

⑤ 結婚に係る経済的負担の軽減を図ります。

結婚を希望する若者からは結婚していない理由として、経済的理由も多く挙がっていることから、「石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）」により、結婚の際の経済的負担の軽減と社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。

＜施策の方向性＞

(1-2) 若者のライフプランに対する意識の醸成

若者が就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの希望する生き方ができるよう、ライフプランについて考える機会を提供し、意識の醸成を図ります。

<具体的な取組内容>

① 若者のライフプラン教育の充実に努めます。

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

数値目標	高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数（累計）	(H30) 4,155人 → (R6) 10,000人
------	------------------------------	-----------------------------

② 若者が結婚や子育てを前向きに考えられる環境づくりを進めます。

若者が結婚や子育てを前向きに考えられるよう、家庭や子どもを持つことの意義や喜びについて様々な機会をとらえて発信し、社会全体で応援する意識の醸成に努めます。

③ 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。

次代の親となる高校生に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、親世代を迎える意識の形成を図ります。

<施策の方向性>

(1-3) 若者への就業支援

結婚を希望していながら、経済的理由から結婚をためらう若者もあり、安定した就労の確保が重要となっています。

そこで、若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組めます。

<具体的な取組内容>

① キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

全ての学校でキャリア教育を意識した授業実践に努めます。また、発達の段階に応じ、中学校においては職場体験、高等学校においてはインターンシップなどの体験活動を実施します。加えて、専門高校においては、産業界と連携してモノづくり人材の育成を図るなど職業教育の質の向上を目指し、企画力やチャレンジ精神を持った地域を支える人材の育成を図ります。

② 若者の職業意識の形成を図ります。

ジョブカフェ石川やヤングハローワーク金沢などが連携して、中高生に対して、先輩社員による職業講話(仕事探しシェルパ)を実施するとともに、高校生に対して、国内トップ企業の経営者や県内企業の経営者による講演を実施し、若者の就業意識の形成を図ります。

また、若年無業者についても地域若者サポートステーションにおいて、就労に向けた個別相談や自立に向けたグループワーク等により、就業意欲の向上を図ります。

③ 若者に対する就職相談から就職支援までの総合的な就業支援の充実を図ります。

就職活動を行う若者に対して、就職相談や就職支援に関するセミナーを実施するとともに、企業説明会や見学会等を実施し、就職相談から就職支援までの総合的な就業支援を行います。

また、若者が知りたい情報を網羅した就職支援サイト「ジョブ NAVI 石川」により、県内企業情報や石川での働きやすさ（子育て環境、物価）等の情報を一元的に発信します。特に大学生に対して、企業から学生にインターンシッププログラムを直接PRできる「インターンシップマッチング交流会」を開催し、インターンシップへの参加を促進することで、就職活動開始前から県内企業の理解を深めます。

また、大学生と企業で働く若手社員の交流会を開催し、仕事と育児の両立方法等を知る機会を提供します。

数値目標	新規学卒者の早期離職率(大学)	(H27.3卒3年後) 31.3% → (R3.3卒3年後) 30%
------	-----------------	---------------------------------------

妊娠・出産

2 安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進

母子の健康の確保及び増進は、全ての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。

地域において母子が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援の充実に取り組みます。

<施策の方向性>

(2-1) 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

<具体的な取組内容>

① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。

「子育て世代包括支援センター」において、きめ細かな相談支援を行うことができるよう、相談員への研修を実施するなど、市町の母子保健事業への支援を行うとともに、

医療機関、助産所など関係機関との連携を図り、妊娠から出産、育児に至るまで継続した支援を行います。

また、若年・未婚・多胎等の妊娠・出産・育児において困難を抱える家庭に対しては、妊娠初期からの継続した支援を実施します。

さらに、産後も安心して子育てができるよう、産後間もない母子に対して、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業等の取組を推進します。

数値目標	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	(H30) 95.1% → (R6) 97.0%
	産後ケア事業実施市町数	(H30) 9 市町 → (R6) 全市町

② 妊産婦および乳幼児の健康の確保及び増進に努めます。

妊娠の届出・母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査の受診勧奨や母子健康手帳等の効果的な活用を推進するとともに、妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及を推進します。

また、育児不安の大きい新生児期における新生児訪問などのきめ細かな支援や健診未受診家庭への積極的な支援を推進します。

数値目標	乳幼児健診受診率	(H30) 98.4% → (R6) 99.0%
	乳幼児健診未受診者把握率	(H30) 99.5% → (R6) 100%

③ 妊娠に関する専門相談窓口を設置し、妊娠に悩む女性の支援を行います。

望まない妊娠など、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール・SNS相談等を実施します。

④ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組の呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの



⑤ 働く女性の職場での産前・産後における健康の保持・増進を図ります。

産前産後休暇など母性保護制度の普及啓発を進めます。特に健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要な妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの積極的な活用を進めます。

⑥ 「母乳で育てる」環境づくりを進めます。

母乳栄養による育児は母子双方にメリットが大きいことから、希望する母親が母乳栄養による育児をしやすい環境づくりを推進します。

⑦ 子どもの疾病について、早期発見に努めます。

子どもの疾病の早期発見及び早期対応等に資するよう、全ての新生児に対し、先天性代謝異常等検査を実施します。

⑧ 子どもの事故予防のための普及啓発を推進します。

不慮の事故、乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群等による乳幼児死亡を予防するため、普及啓発を充実するとともに、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園、地域における子ども事故予防のための環境整備を推進します。

⑨ 産後うつ病の早期発見や適切な支援に努めます。

産後はホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関、精神科医療機関、市町など関係機関と連携し、産後うつ病等の早期発見や適切な支援、産後のメンタルヘルスの普及啓発に努めます。

また、育児不安の強い親や子どもとの関わりに悩む親同士のグループ活動を支援します。

⑩ 妊婦及び乳幼児の歯と口腔の健康づくりを支援します。

妊婦に対する歯科健診の受診を促進し、妊娠中の歯周疾患予防のための保健指導の充実を図るとともに、市町の歯科健診や歯科保健指導等により、子どものむし歯予防についての普及啓発を図ります。

⑪ 不妊相談から高度な治療まで切れ目のない支援を実施します。

不妊で悩む夫婦に対し、不妊検査・治療の方法や医療機関情報の提供、不妊の悩み等に関する相談を実施します。薬物治療や人工授精など比較的初期の段階で行われる治療

に対して助成するとともに、体外受精、顕微授精などの特定不妊治療について、第2子以降の出産の支援の充実を図る観点から出産ごとに支援を行います。

さらに、男性不妊への支援を行うとともに、不妊についての正しい知識の啓発を図ります。

⑫ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

⑬ 母子保健に関する地域の課題を踏まえた取組を推進するとともに、母子保健を担う人材の育成に努めます。

母子保健に関する取組について、広域的・専門的な立場から課題の把握等を行い、市町と連携して、地域の実情を踏まえた対策を推進します。

また、母子保健関係者の専門性の向上に努めます。

<施策の方向性>

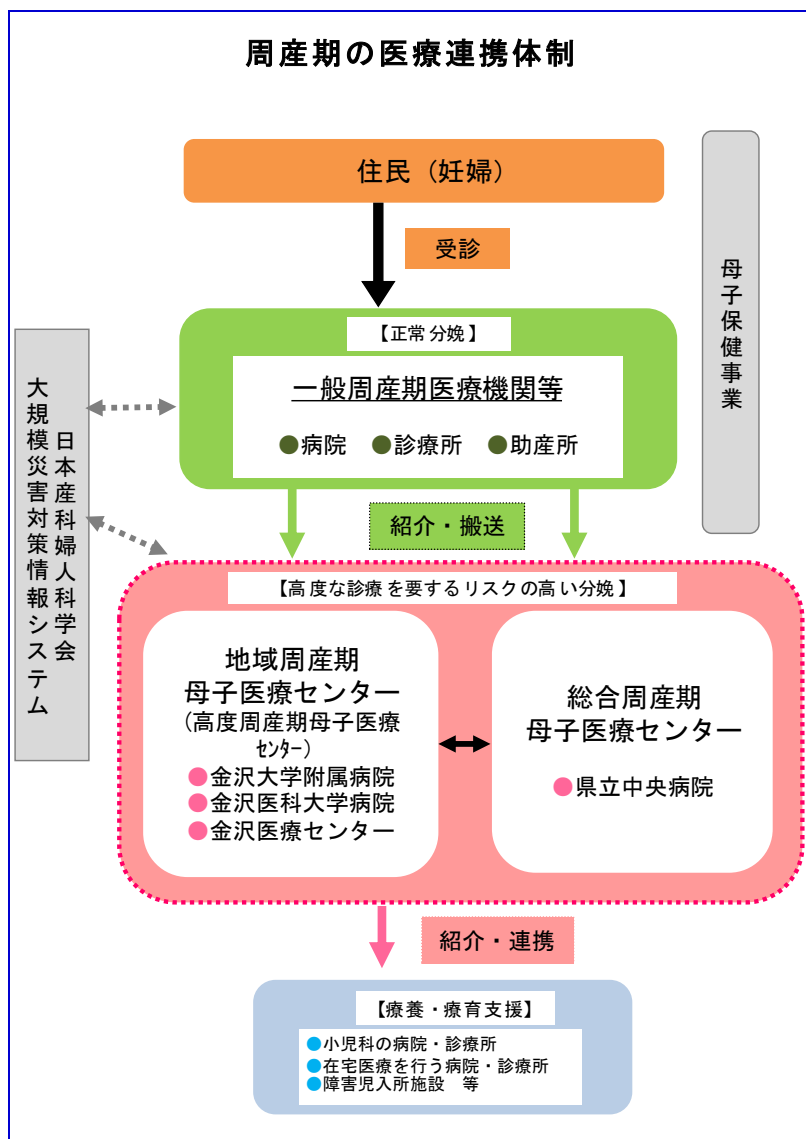
(2-2) 周産期・小児医療体制の充実

重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊産婦・新生児に対する、高度周産期医療の提供を図るとともに、地域の産科・小児科医等の確保に向けた取組を推進します。

<具体的な取組内容>

① 周産期医療体制の充実を図ります。

県立中央病院では、手術室や小児科病棟と同一のフロアに配置する総合母子医療センターにおいて、重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室（MFICU）と高度な医療が必要な新生児を受け入れる新生児集中治療室（NICU）を活用し、産科医師と小児科医師の連携のもと、専任のスタッフが24時間体制で適切な医療を提供します。



② 母親の心のケアに配慮した周産期医療の充実に努めます。

低出生体重児等を出産した母親への心のケアを行うため、県内の低出生体重児治療を行っている医療機関に臨床心理士を派遣します。

③ 産科・小児科医等の確保に向けた取組を実施します。

地域の病院で不足する産科や小児科等に対して、宿日直勤務の代替要員を派遣するなど、医師の勤務支援体制を構築します。また、将来、医師不足地域の医療機関において、産科・小児科等の特定診療科医師として従事しようとする医学生等に対して修学資金を貸与します。さらに産科医を確保するため、分娩手当を支給し、その処遇の改善を図る分娩取扱機関を支援するとともに、産科医の負担軽減を図るため、助産師の質の向上に向けた取組を実施します。

④ 小児救急電話相談を実施します。

夜間における子どもの急な発熱などの際に、保護者が今すぐ医療機関に行くか否かの判断についてのアドバイスを小児科医等から受けることができる電話相談を実施しま

す。

■相談時間 午後6時から翌朝8時（毎日）

■電話番号 「#8000」：一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など
「076-238-0099」：一般電話のダイヤル回線、IP電話など

⑤ 子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発を進めます。

子どもの急病時の対処法について、症状ごとにわかりやすく掲載した「子どもの救急ガイドブック」を作成し、市町実施の乳幼児健診時や保育所・幼稚園・認定こども園、小児科を標榜する救急告示病院へ配布し、日頃から子どもの症状に応じた対応の仕方に関する理解を深め、いざという時にも落ち着いた対応ができるよう普及啓発を進めます。

⑥ 小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもとその家族を支援します。

小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもと家族に対する支援の充実・強化を図るため、自立支援員等による相談支援を実施するとともに、関係者に対する研修会の開催、親の会、患者会の育成・支援を行い、小児慢性特定疾病等に関する理解と支援の輪を広げます。

また、家から遠く離れて入院治療を行う家族のための低額宿泊施設の紹介を行います。

子育て

3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化を背景とし、子育て家庭が孤立化し、子育てについての不安や悩みを抱く人が増えています。

このような状況を踏まえ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

共働き世帯の増加等に伴い、子育てにおける男性の役割が重要であることから、男性の子育てへの参画の促進する取組を進めます。また、地域のNPOや企業等も含め、地域社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

<施策の方向性>

(3-1) 全ての子育て家庭への支援

0～2歳児の半数近くが在宅で育児されており、核家族化の進展等により育児の孤立化が指摘されていることから、在宅育児家庭への支援を強化します。

また、子どもや子育て家庭が必要とする保育・幼児教育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、市町とも連携し、着実な実施を図ります。

＜具体的な取組内容＞

① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。（再掲）

「子育て世代包括支援センター」において、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行います。

② 「マイ保育園登録制度」を通じて、在宅育児家庭を支援します。

特に子育てに関する不安の高い出産前後から3歳に達するまでの間、育児の専門家の支援を受けて安心して過ごすことができるよう、身近な保育所や認定こども園を登録する「マイ保育園登録制度」を実施し、おむつ交換等の育児体験、リフレッシュのための一時預かり、育児の専門家である保育士等による育児相談を行います。

数値目標	マイ保育園利用登録率	(H30) 62.8% → (R6) 80.0%
------	------------	--------------------------

また、マイ保育園に「子育て支援コーディネーター」を配置し、「子育て支援プラン」の作成をはじめ、地域の子育て家庭に対する各種子育て支援サービスの利用を総合的にコーディネートします。支援にあたっては、各市町に配置する「子育て支援総合アドバイザー」の助言・指導のもと、関係者が連携して行います。

さらに、来園時以外にも気軽に相談できる体制を整備するなど、相談機能の充実に積極的に取り組むマイ保育園を支援するとともに、サービスを必要とされる方に確実にサービスが行き届くよう、マイ保育園登録制度の周知を強化します。

③ 「在宅育児家庭通園保育モデル事業」を実施します。

在宅育児家庭の3歳未満の子どもは、認定こども園・保育所・幼稚園のいずれの施設も通園できないことから、通園に準じた保育サービスを受けられるようにすることで、同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で子どもが健やかに育つ機会を提供するとともに、保護者の子育てに関する精神的不安のさらなる軽減を図ります。

④ 利用者支援事業の実施を促進します。

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、県内全ての市町において子育て支援総合アドバイザーが個別のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談等を行う利用者支援事業の実施を進めます。

⑤ 保護者の多様な保育ニーズに応じて、一時預かりやショートステイなどのサービス提供を図ります。

冠婚葬祭やリフレッシュなど一時的な保育ニーズに対応する「一時預かり」を身近な保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点等で提供するとともに、仕事の都合など一定期間の保育ニーズに対応する児童養護施設等での「ショートステイ（7日以内の宿泊）」や「トワイライトステイ（夜間の預かり：6カ月程度まで）」を提供します。

⑥ 地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

子育て中の親と子が、身近な場所で気軽に集って交流し、情報交換などができ、保育士等の専任スタッフが、子育て家庭からの相談に応じる地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

数値目標	地域子育て支援拠点数	(H30) 124 か所 → (R6) 133 か所
------	------------	----------------------------

⑦ 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において、子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には県の児童相談所等が対応します。

また、マイ保育園や地域子育て支援拠点での相談支援のほか、幼稚園における子育て相談を実施するとともに、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる環境づくりを進めます。

さらに、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団がホームページ（いしかわおやコミ！. net）で提供している子育て支援情報の充実を図ります。

⑧ 子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質の向上を進めます。

地域の実情に応じて市町が実施する子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及び資質向上のため、市町と連携し、研修の提供等を行います。

<施策の方向性>

(3-2) 保育・幼児教育サービスと放課後対策の充実

本県では、保育所等の普及率が高く、保育サービスが量的には概ね充足していることから、全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、保育・幼児教育サービスの質のさらなる向上を図ります。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組を推進します。

<具体的な取組内容>

① 保育・幼児教育サービスの質の向上に努めます。

保育・幼児教育サービスの質の向上を図るため、保育教諭・保育士・幼稚園教諭に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、認定こども園・保育所・幼稚園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

特に、本県では、保育所や幼稚園から認定こども園への移行が進んでいることを踏まえ、認定こども園の保育教諭を対象とした新たな階層別研修体系の構築に取り組みます。

数値目標	いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数（累計）	(H30) ー → (R6) 200 施設
	保育教諭向け研修受講者数（累計）	(H30) ー → (R6) 2,800 人

② 保育人材の確保のための取組を進めます。

保育サービスの安定的な提供と今後の保育を担う人材の確保のため、新卒保育士の確保や潜在保育士の現場復帰、保育士の負担軽減等の取組を進めます。

③ 認定こども園・保育所・幼稚園の連携を深めます。

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い保育・幼児教育サービスを提供するために、保育教諭・保育士・幼稚園教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、認定こども園・保育所・幼稚園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

④ 働く保護者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

認定こども園及び保育所における延長・夜間保育、休日保育の実施とともに、病児・病後児保育の充実に取り組みます。

数値目標	病児・病後児保育（病児・病後児対応型）実施か所数	(H30) 38 か所 → (R6) 42 か所
------	--------------------------	--------------------------

⑤ 放課後児童クラブの質の向上に努めます。

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子ども教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

数値目標	放課後児童クラブ登録児童数	(H30) 14,620 人 → (R6) 16,693 人
	放課後児童クラブ職員向け研修受講者数（5年間の累計）	(H30) 4,020 人 → (R6) 5,500 人

⑥ 放課後子ども教室の取組を支援します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子ども教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

＜施策の方向性＞

(3-3) 経済的支援の充実

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める経済的不安の解消に向け、経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯において、経済的不安が大きいことから、多子世帯への経済的支援に重点的に取り組みます。

＜具体的な取組内容＞

① 乳幼児医療費の助成を行います。

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、医療費の一部を助成します。

② ひとり親家庭における医療費を助成します。

ひとり親家庭の親やその子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

③ 小児慢性特定疾病に対する医療費を助成します。

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の一部を助成し、当該疾病の研究の推進、医療の確立・普及を図ります。

④ 多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化による3歳～5歳児の保育料の無料化を実施するとともに、本県独自に多子世帯の経済的負担を軽減するため、0歳～2歳児についても、第2子以降の保育料を無料化します。さらに、第2子以降の病児・病後児保育利用料と放課後児童クラブ利用料を無料化します。

⑤ プレミアム・パスポートを発行し、多子世帯を支援します。

18歳未満の子どもが2人以上いる多子世帯（第二子を妊娠中の世帯を含む。）の経済的な負担を軽減するため、県内の協賛店舗が、割引などの特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を実施します。

数値目標	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	(H30) 2,790 店舗 → (R6) 3,300 店舗
------	--------------------	--------------------------------

⑥ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

数値目標	奨学金募集定員	(H30) 417 人 → (R6) 必要枠の確保
------	---------	---------------------------

⑦ 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、2人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

<施策の方向性>

(3-4) 男性の子育て参画の促進

共働き家庭の増加などにより、子育てにおける男性の役割が重要となる中、男性の家事や育児関連時間が女性に比べて短い状況であることや、子育てに対する男性の不安の高まりなどを踏まえ、男性の子育ての参画に向けた取組を推進します。

<具体的な取組内容>

① 男性の子育てへの参画の促進に向けた意識啓発を進めます。

男性の子育てに参画について、理解が深まり、社会全体で応援する気運が高まるよう、キャンペーンや「子育て支援メッセージしかわ」などのイベントを通じて、男性の子育てに関わることの大切さや意義等を啓発します。

数値目標	父親の育児・家事の頻度（週3日以上割合）	(H30) 34.7% → (R5) 50.0% ※県民意識調査により把握
------	----------------------	--

② 企業における男性の子育て参画促進に向けた取組を推進します。

男性が子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。男性従業員の子育てへの参画に積極的に取り組む企業を「パパ子育て応援企業」として認定し、取組を周知します。

③ 家庭内における男性の子育てや家事の参画を促進します。

夫婦の協力のもと子育てや家事が行われるよう、そのきっかけづくりとなる取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援や必要な情報の提供等に努めます。

数値目標	男性の子育て参画促進のための講座受講者数（累計）	(H30) — → (R6) 500人
------	--------------------------	---------------------

<施策の方向性>

(3-5) 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。また、企業による子育て支援活動を促進します。

<具体的な取組内容>

① 子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動を支援します。

子どもを持つ親同士がお互いの親睦を図りながら、子育てや子どもを取り巻く様々な問題について話し合う子育てサークルや母親・父親クラブ等の活動を支援します。

② 子育て支援に祖父母世代の力の活用を進めます。

祖父母を対象とした「孫育て講座」や多世代交流による子育て支援の取組などを通じて、祖父母世代が子育て世代を支援する環境づくりを推進します。

③ 企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

社会全体とりわけ企業等が積極的に子育て支援に取り組んでいく環境を整備するため、企業等が主体となって構成される「子育てにやさしい企業推進協議会」の活動を支援するなど、企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

④ 「子育て支援メッセージしかわ」の開催を通じて、子育てを支援する気運の醸成を図ります。

子育てを支援する企業や団体が子育てに役立つ情報や体験を提供する「子育て支援メッセ」を開催し、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。

⑤ いしかわエンゼルマーク運動を展開します。

社会全体で子育てを支援する気運を高めるため、全ての子育て家庭を対象に子育て応援サービスを行う企業等を、いしかわエンゼルマークの店として認定し、認定店が実施する子育て応援サービスに関する情報をホームページにより子育て家庭に発信します。その運動の中で、毎月19日の「県民育児の日」の普及啓発を図ります。

数値目標	いしかわエンゼルマーク運動認定店舗数	(H30) 1,399 店舗 → (R6) 1,600 店舗
------	--------------------	--------------------------------

<施策の方向性>

(3-6) 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯が、安全で安心して生活できるよう、良質な住宅、良好な住環境の確保を図るとともに、安全・安心なまちづくりの推進に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。(再掲)

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、2人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

② 安全・安心なまちづくりのための普及啓発を推進します。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や防犯灯整備等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計が盛り込まれるよう、関係機関との連携及び普及啓発を推進します。

③ 歩行空間のバリアフリー化や通学路の安全対策を進めます。

子どもや高齢者、障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やバリアフリー対応型信号機等の整備などを実施し、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

また、通学路や市町が設定するキッズゾーン等において、安全な通行を確保するため、関係機関と連携して交通安全対策を推進します。

④ 公益的建築物のバリアフリー化を推進します。

病院、百貨店、官公庁、学校その他不特定多数の者が利用する建築物において、段差の解消や授乳所等の設置などバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境の整備を推進します。

数値目標	公益的建築物のバリアフリー化率	(H30) 67.9% → 「石川県住生活基本計画」の目標に準ずる (参考：計画の目標値 R7 75.0%)
------	-----------------	---

⑤ 妊婦にやさしい環境づくりを進めます。(再掲)

妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

⑥ 「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

乳幼児を連れての外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録・普及を進めます。

4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身につけ、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、異年齢の子どもと交流できる体験活動の場の創出などの環境整備を進めます。

<施策の方向性>

(4-1) 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、生きることの大切さやコミュニケーションの大切さを実感しながら、自立した大人となることができるよう、命の大切さや、子どもを生き育てることの意義・喜びについて、理解を深めることができる機会の提供を図ります。

また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの重要性について考える機会の提供を図ります。

<具体的な取組内容>

① 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。(再掲)

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子どもの他人と関わるコミュニケーション力が低下していることから、子どもがまだ言葉を持たない赤ちゃんに触れあうことで、「聞く・見る・伝える」といったコミュニケーションの大切さを体感し、人との関わりや命の大切さを学ぶ機会を提供する「赤ちゃん登校日事業」の取組を進めます。

また、次代の親となる高校生に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、親世代を迎える意識の形成を図ります。

数値目標	乳幼児との触れ合い育児体験 参加生徒数(累計)	(H30) 13,584人 → (R6) 30,000人
------	----------------------------	------------------------------

② 学校や家庭・地域において、子どもに男女共同参画社会についての理解を深めてもらいます。

若い世代のうちから男女共同参画について理解してもらうことが大切であることから、大学生を対象にワークショップを開催するほか、小学生を対象とした副読本を作成し、学校において活用してもらうなど、男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

また、親子が参加する地域行事等において、男女共同参画の啓発ツールを活用し、意識啓発を行います。

<施策の方向性>

(4-2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもの生きる力の育成に向けて、確かな学力の向上を図る教育環境の整備、いじめ・不登校等への取組の充実、豊かな心の育成を図る様々な体験活動、体力の向上と健康増進を図るスポーツ活動や外遊びを推進します。

特に、学校教育において、子どもの成長段階に応じて、命の大切さや子どもを生き育てることの意義・喜び、そして、親となることに伴う責任について、理解を深めることができる学習機会の提供に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりを進めます。

教育に対するニーズが多様化する中、一人ひとりの能力・適性等に応じた教育を展開し、児童生徒や保護者等のニーズに対応できる学校づくりを進めます。

② 優れた教員の育成・確保に努めます。

教員を目指す学生が実践的指導力を身に付けられるよう、大学と連携して教員養成を進めるとともに、教員の採用選考に当たって、教育的愛情と責任感・使命感を持ち、実践的指導力のある人材を確保します。また、採用後は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応できる人材の育成を図ります。

③ いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

いじめの未然防止や、早期発見・早期対応に向け、各学校に「いじめ問題対策チーム」を常設し、組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的な見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。

④ 生徒指導体制やカウンセリングの充実を図ります。

児童生徒の不登校及びいじめなどの問題行動に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣等により各学校への支援を進めるなど、教育相談体制の充実を図ります。

⑤ 不登校児童生徒への学校復帰及び社会的自立に向けた支援に努めます。

教育支援センターにおいて、不登校に悩む児童生徒及び保護者の相談を受けるとともに、適応指導を行うことにより学校復帰及び社会的自立に向けた支援に努めます。

⑥ 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てます。

小・中・高等学校の教育課程において、発達の段階に応じて、小学校では家庭生活を大切にすることを育み、中学校では家庭の機能について理解を深め、高等学校では家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについての学習を進めます。

⑦ 中高生の保育体験を推進します。

中学生の職場体験活動や高校生の保育体験活動を推進します。

⑧ 体験活動を通じて、豊かな心の育成に努めます。

体験活動を通じて、地域の文化への理解を深め、自然保護の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、「いしかわ子ども自然学校事業」をはじめとした体験活動を提供します。

数値目標	いしかわ子ども自然学校参加者数	(H30) 7,286 人 → 「石川の教育振興基本計画」の目標に準ずる(参考:現計画の目標値 R2 6,000 人)
------	-----------------	---

⑨ 子どもの運動習慣の動機づけに取り組みます。

小学校においてインターネットを活用した運動プログラム「スポチャレいしかわ」を実施するほか、スポーツや外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組み、子どもの体力の向上を図ります。

数値目標	スポチャレいしかわ登録クラス数の割合	(H30) 86.7% → (R6) 90.0%
------	--------------------	--------------------------

⑩ 省エネ・節電などの環境保全活動を推進し、環境に関する意識の醸成を図ります。

学校や家庭等において、環境保全活動や環境教育を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムである「いしかわ版環境ISO」を普及するとともに、未就学児の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する認定こども園・保育所・幼稚園を認定し、幼児期における環境意識の醸成を図ります。

また、家族と一緒に楽しく環境保全活動に取り組んだ未就学児を「いしかわエコレンジャー」に、一緒に取り組んだ家族を「いしかわ家庭版環境ISOエコファミリー」に認定し、子育て世代の環境保全活動を推進します。

⑪ 公立学校施設の整備充実に努めます。

多様化した教育内容・学習形態に対応し、児童生徒に安全な学習環境を確保するため、学校施設の整備充実に努めます。

⑫ 児童生徒の安全確保のため、学校安全のための対策を図ります。

「石川の学校安全指針」(平成30年4月一部改訂)の周知徹底を図るとともに、各学校の安全教育と安全管理の一層の充実に努めます。さらに、講習会や通知等を通じて教職員の危機管理意識及び指導力の向上を図ります。

⑬ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、認定こども園・保育所・幼稚園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

⑭ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。(再掲)

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

＜施策の方向性＞

(4-3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの心身の健やかな成長を支えていくためには、子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育が基盤となることから、子どもの教育を担う第一義的責任を有する保護者等に対して、親子の育ちを応援する学習機会の充実など、家庭教育支援の一層の充実を図ります。

また、子どもは多くの人との関わりや様々な体験を通じて育まれることを踏まえ、家庭・学校だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、地域における教育活動への支援に取り組みます。

さらに、次代を担う子どもたちの未来を切り拓く力の基礎として、文化やスポーツに親しむ機会の提供や自然を愛護する心の育成を図る取組を進めます。

＜具体的な取組内容＞

① 保護者向け冊子や講座を提供し、親学びを支援します。

全小中学校と連携し、新小・中学1年生の保護者に対して、規則正しい生活習慣を身につけることの重要性などを周知します。

数値目標	保護者向け親学び講座を実施する小中学校数	(H30) 全校 → (R6) 全校
------	----------------------	--------------------

② 家庭教育電話相談やカウンセリングを実施します。

家庭での教育に悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できるよう電話相談を実施するとともに、臨床心理士等によるカウンセリングを行います。

③ 家庭教育テレビ番組を提供します。

乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者等に、家庭や地域での教育についての情報を提供します。

④ 家庭における生活リズムの向上を推進します。

「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする生活リズムに関する記録カードを作成し、認定こども園・保育所・幼稚園の全保護者に配付します。

⑤ 豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成を支援します。

子どもの公共マナーやルールに関する規範意識を育てるために、地域の婦人団体や青少年育成団体等と学校が連携した活動(グッドマナーキャンペーン等)を実施します。

⑥ 地域の子ども会活動を支援します。

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域の様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑦ 地域のふるさと活動を支援します。

将来を担う青少年の育成と地域住民の連帯感を醸成するため、地域で受け継がれてきた郷土芸能の育成保存など地域のふるさと活動を支援します。

⑧ 県立図書館において、子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

新たな県立図書館では、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書の充実を図り、親子がともに読書を楽しむなど、子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

⑨ 子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、個性と魅力にあふれる石川の文化が継承・発展されるよう、子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

⑩ 子どもがスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

県と包括連携協定を締結した県内トップスポーツチームによる、スポーツ体験・交流イベントやスポーツ教室を開催するなど、子どもがスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

⑪ 石川県健民運動推進本部が行う子どもや若者の健やかな育ちに向けた取組を支援します。

青少年が家庭や地域に見守られながら、自発的で創造性の豊かな心を育み、社会への参画意欲を高めることができるよう実施する「子ども・若者活動」や、子どもたちの自然を愛護する心や生き物への関心を育むことを目的とした「ふるさとのツバメ総調査」など、石川県健民運動推進本部が行う多様な取組を支援します。

<施策の方向性>

(4-4) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに向けて、子どもの放課後の遊びと生活の場の提供や、少年非行・犯罪被害防止のための啓発、子どもの携帯電話やインターネットの適正利用等を推進します。

<具体的な取組内容>

① いしかわ子ども交流センターにおいて多様な支援活動を行います。

いしかわ子ども交流センターにおいて、子どもや親、これから親になろうとする若者の拠点施設として、子どもの健全育成、子育て支援、若者の自立に向けた支援、子どもの権利擁護など多様な支援活動を行います。

② 放課後児童クラブの質の向上に努めます。(再掲)

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進

するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子ども教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

③ 放課後子ども教室の取組を支援します。(再掲)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子ども教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

④ 「いしかわS & Pサポート制度」による連携を推進します。

小中高生の犯罪や被害に関し、学校と警察が相互に連絡を取り合い、児童生徒の再非行防止及び犯罪被害の未然防止と健全育成に努めます。

⑤ 少年非行防止教室等を開催します。

小中学生に対するピュアキッズスクールなどの少年非行防止教室や、中高生に対して犯罪被害者本人又はその家族が体験談を講演する命の大切さを学ぶ教室などを開催し、社会規範を守ることや命の大切さを教え、規範意識の高揚を図ります。

⑥ 保護者に対する非行・被害防止のための啓発を行います。

警察官、保護司、補導員等が講師となり、保護者を対象とした講座を実施し、小中学生の規範意識の高揚や非行防止のための家庭教育の向上に向けた啓発を行います。

⑦ 非行少年の立ち直りを支援します。

再非行のおそれのある少年及びその保護者に対して、地域社会との絆を構築するため、大学生ボランティア、地域、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、農作業体験活動等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施します。

⑧ 地域の子ども会活動を支援します。(再掲)

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑨ 子ども育成指導者の養成を行います。

地域での子どもたちの多様な体験活動をサポートする児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修や交流機会の確保を推進します。

⑩ 子どもにとって優良な図書等を推奨します。

子どもが豊かな情操と人間性をもった健全な社会人に成長できるよう、子どもにとって有益な図書等を推奨し、普及を行います。

⑪ 青少年のインターネット等の適正利用を推進します。

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯型ゲーム機・音楽プレイヤーなどの普及に伴い、青少年が容易にインターネットに接続できる環境が広まり、今後、さらに情報化が進展する中で、インターネットの適正な利用とそこに潜む危険性について、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、児童生徒への適切な指導と、保護者への啓発活動を行います。

数値目標	青少年のインターネット等の適正利用の推進に取り組む小中学校数	(H30) 全校 → (R6) 全校
------	--------------------------------	--------------------

⑫ 児童生徒のネットトラブル未然防止事業を推進します。

弁護士、県警サイバー犯罪対策室との連携の上、SNSなどのネット上のパトロールを行い、学校におけるネットトラブルに関する指導を支援し、児童生徒のネット上のいじめ被害に対する早期対応や未然防止に努めます。

<施策の方向性>

(4-5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようになることが重要であることから、思春期から心身の健康づくりに向けた必要な知識や態度を身に付けるための取組や支援の充実を図ります。

<具体的な取組内容>

① 子どもの心のケアネットワーク体制を推進します。

ひきこもりや小児うつ、摂食障害や発達障害、子どもの自殺など様々な子どもの心の問題について、病診連携や人材育成を促進し、医療、保健、教育、福祉関係者の連携の下での支援に取り組みます。

② 学校や地域での性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

学校においては、発育発達段階を踏まえた系統的な指導を行うために、児童生徒が自他の生命を尊重しつつ、望ましい行動を選択できるよう、効果的な指導を推進するとともに、性の逸脱行動等に適切に対応するため、研修会を通じて指導力の向上を図ります。

また、県保健福祉センター、地域センターにエイズ・性感染症相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、エイズや性器クラミジア感染症等の検査を実施します。エイズや性感染症予防については学校と連携して、講演会を開催します。

③ 薬物乱用防止や未成年に対する喫煙・飲酒防止のための講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師等）が、DVD、薬物標本、パネル、リーフレット等を

活用し、薬物の性質と薬物のもたらす健康被害について解説し、薬物乱用防止の普及啓発を進めます。

また、未成年者に対して喫煙や飲酒を防止するための教育を推進します。

④ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。(再掲)

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

<施策の方向性>

(4-6) 食育の推進

健全な食生活の実践に向けて、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を促進するため、多様な主体による食育の取組を進めます。

<具体的な取組内容>

① 家庭における食育を推進します。

保護者や子ども自身が食に関する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立できるよう、親子がともに取り組む食育を推進します。

② 学校や保育所等における食育を推進します。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう手引書等を活用し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

おいしく、楽しく食べることで「生きる力」の基礎を育むばかりでなく、自然との関わり、人との関わり、料理づくりへの関わり、食文化との出会いなどの体験を通じ、望ましい食習慣の定着や食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めます。

③ 県産食材の学校給食等への導入を促進します。

食材や農業に関する学習や情報提供、県産農産物の活用を通じて、健全な食生活及び地産地消を推進します。

④ 地域の自発的な食育推進活動を促進します。

地域における自発的な食育推進活動の充実を図るため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画の策定と、計画に基づく取組を促進します。特に、子育て世代の体験型食育を推進する取組の実践を支援します。

また、国が定める食育月間（6月）及び食育の日（毎月19日）を普及啓発することにより、地域全体での食育の重要性の理解を促します。

数値目標	地域版食育推進計画の認定件数 (累計)	(H30) 120件→(R6) 160件
------	------------------------	----------------------

<施策の方向性>

(4-7) 子どもの安全の確保

子どもの日常生活における安全の確保等に向けて、地域全体で交通安全対策や犯罪被害防止対策、被害に遭った子どもの保護の推進に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 幼児等に対する交通安全教室を実施します。

認定こども園・保育所・幼稚園において、横断歩道の正しい渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。また、これらの活動が施設、家庭及び地域において日常的に行われるよう、保育士等を対象とした研修会を行うとともに、機会をとらえて女性団体や子育て支援団体等における普及啓発を進めます。

② 子どもが犯罪の被害に遭わないための教育を推進します。

子どもが通学路や遊び場などに防犯の面で危険な場所等がないか点検し、地図に表す「地域安全マップ」の取組の普及を通じて防犯に対する力を身につけるなど、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育を推進します。

③ 地域全体で子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体等の活動の充実と裾野の拡大を図るなど防犯ボランティア活動を支援します。

また、地域全体で子どもを犯罪等から守るため、各種広報媒体を活用し、子どもの犯罪被害、不審者、防犯対策等に関する情報を提供します。

④ 被害に遭った子どもに対して適切な相談及び支援を行います。

被害に遭った子どもに対して、適切な相談対応や専門的な立場からの指導・助言・カウンセリング、専門機関等への引継ぎなどの支援を行います。

5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるため、虐待や障害、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

<施策の方向性>

(5-1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待相談件数が増加傾向にある中、子どもを虐待から守るため、発生予防から早

期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を整備します。

<具体的な取組内容>

① 子育て中の親に対する相談援助等の実施により、虐待の未然防止を図ります。

妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」と子育て家庭全般への相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」との連携を促進し、切れ目のない相談支援を行います。

生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うなどのほか、支援が必要な家庭に対しては、適切な子育て支援サービスの利用につながるよう、関係者と連携し、継続的な相談支援を行います。

また、子育て家庭が、気軽に子育てに関して相談できる機会を増やすため、「マイ保育園登録制度」のさらなる普及や、地域子育て支援拠点の拡充を進めます。

さらに、地域の子育て家庭や市町に対し、より専門的な相談支援や助言等を行う児童家庭支援センターの設置を進め、地域の専門的相談支援体制の充実を図ります。

数値目標	子ども家庭総合支援拠点設置市町数	(H30) 4市町 → (R4) 全市町
------	------------------	----------------------

② 地域社会全体で子どもを見守り、虐待の早期発見を図ります。

「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン」等の啓発活動を通じて、県民全体への児童虐待防止に対する意識の高揚を図るとともに、県民に対し、児童虐待が疑われる場合の積極的な通報を呼びかけます。

また、日頃子どもと関わる機会が多く、虐待を発見しやすい立場にある教育、福祉、保健、医療等の関係機関への研修等を充実し、児童虐待に関する専門的知識の習得や対応力の向上を図るとともに、関係機関のさらなる連携を進め、児童虐待に迅速に対応できる体制の強化を図ります。

③ 市町や児童相談所における虐待への早期対応を図ります。

市町において、児童虐待など様々な相談に的確に対応をしていくことができるよう、市町職員への研修を充実するなどにより、専門的な技術や知識の向上を図るほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。

児童相談所においては、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の適正配置に努め、増加する児童虐待に的確に対応していくとともに、職員の専門性のさらなる向上に取り組みます。

また、増加する夜間・休日の相談ニーズに対応するため、児童福祉司を補佐する児童福祉サポーターを配置し、24時間連絡体制を確保し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。

さらに、児童相談所と警察との連携を徹底し、迅速な子どもの安全確認を図るほか、

児童相談所と協力病院との連携を進め、児童虐待に関する医学的な判断や治療が必要なケースへの適切かつ迅速な対応を行います。

数値目標	児童虐待対応力強化に係る母子保健・児童福祉担当者向け研修受講市町数	(H30) → (R6) 全市町
------	-----------------------------------	------------------

④ 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護対策を推進します。

子どもが同居する家庭での配偶者等に対する暴力は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の啓発活動や若年層に対する予防啓発を行うほか、被害女性の保護や自立支援等に取り組みます。

<施策の方向性>

(5-2) 社会的養護体制の充実

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どもそれぞれの状況に応じたきめ細やかな支援体制づくりに向けて、家庭と同様の養育環境の整備や、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組みます。

※社会的養護とは

様々な理由により家庭で暮らせない子どもを、家庭に代わって養育する仕組みです。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームで養育する「家庭養護」があります。

また、施設養護には、小規模化された本体施設や分園型グループホームで養育する「家庭的養護」があります。

<具体的な取組内容>

① 家庭養護を推進します。

「家庭養護」を推進するため、家庭養護の受け皿である里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など、一連の里親支援業務を包括的に実施する専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図ります。

また、児童相談所では、子どもの最善の利益を念頭に、特に乳幼児について積極的に里親等への委託を検討するほか、養子縁組制度の活用も視野に入れた支援を行います。

数値目標	里親等委託率 ※1	(H30) ※2	(R6)
	3歳未満	23.0%	→ 40.0%
	3歳以上の就学前	23.0%	→ 40.0%
	学童期以降	16.0%	→ 26.0%

※1 里親等：里親及びファミリーホーム

里親等委託率：里親等への委託措置児童数を要保護児童数（里親及びファミリーホームへの委託措置児童数、並びに乳児院・児童養護施設への入所措置児童数の計）で除したもの

※2 H30年度の数値は、年齢区分ごとに、年間の里親及びファミリーホーム委託措置児童数を年間の要保護児童数で除したもの

② 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。

児童養護施設や乳児院において、子どもを養育するケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）を進め、より家庭的な養育環境の充実を図ります。

また、施設におけるさらなる養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を充実するとともに、虐待を受けた子ども等への対応について、精神科医等とも連携し、児童養護施設への支援を行います。

さらに、児童養護施設や乳児院においては、養育の専門性を活かして地域の子育て家庭への相談支援を行うほか、ショートステイやトワイライトステイなど一時的に子どもを預かる取組を進め、地域の子育て家庭への支援を行います。

③ 児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。

虐待や経済的困窮など様々な理由により保護者と暮らすことができない子どもに対し、子どもの適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを児童養護施設に派遣し、子どもが将来、自立していくことができるよう支援するほか、一定条件で返還免除となる進学や就職に必要な資金の貸し付け等を実施し、新たな生活への支援を行います。また、児童相談所では、社会に出た際に必要となる生活能力を子どもがしっかりと身につけることができるよう、積極的な措置延長を検討し、必要な期間の確保に努めます。

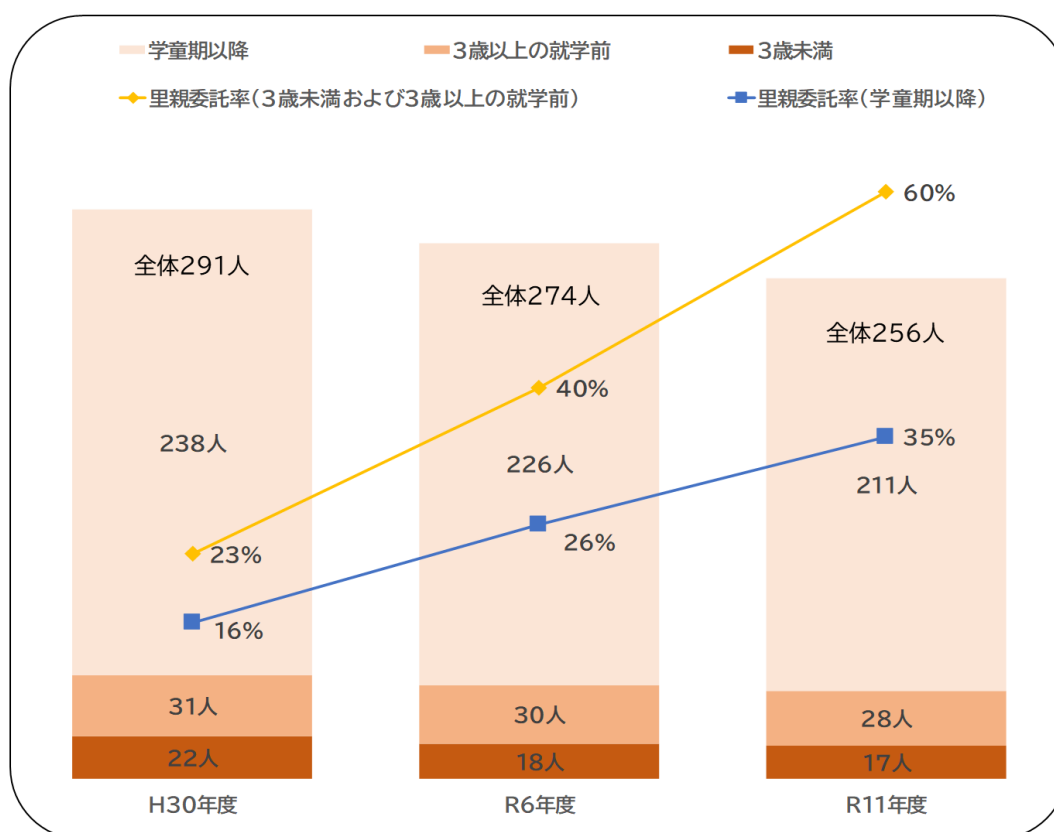
このほか児童養護施設では、家庭復帰に向けた親子関係の再構築や、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援への取組を進めます。

④ 子どもの権利擁護を推進します。

児童養護施設や里親等の下で暮らす子どもの権利を擁護するため、子どもの意見を聴く機会を確保し、必要に応じて権利擁護委員を派遣します。

また、児童相談所が虐待等により子どもを一時保護した場合においても、子どもの権利が侵害されないことがないよう配慮し、一時保護所での子どもへの支援を行います。

本県における代替養育を必要とする児童の現状と目標



各期の目標値

(単位：人)

区分	H30 (現状)	R6 (中期)	R11 (後期)
代替養育を必要とする児童数	291	274	256
3歳未満	22	18	17
3歳以上の就学前	31	30	28
学童期以降	238	226	211
里親等委託児童数	49	79	102
3歳未満	5	8	11
3歳以上の就学前	7	12	17
学童期以降	37	59	74
施設措置児童数	242	195	154
3歳未満	17	10	6
3歳以上の就学前	24	18	11
学童期以降	201	167	137

<施策の方向性>

(5-3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① ひとり親家庭等の就業をサポートします。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、専門の相談員を配置し、相談から就職までハローワークなどと連携を図りながら総合的な就業支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が就職に必要な資格取得や技能習得のための職業訓練の実施や自立支援給付金の支給などによる支援を行います。

高校を中退した方への就労支援として、若者サポートステーション石川と学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生等に対して若者サポートステーション石川が行う支援内容について情報提供を行います。

数値目標	母子家庭の母の常用雇用率	(H29) 61.0% → (R4) 62.0% (※) ※ひとり親家庭実態調査（県実施）により把握
------	--------------	---

② ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。

経済的な理由により子どもの高校や大学等への進学が困難な世帯や、生活が困窮している世帯に対し、修学資金や生活資金などを無利子または低金利での貸付を行うほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給などによる支援を行います。

また、ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子福祉センターに養育費相談員を配置し養育費に関する相談支援を行います。

③ ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。

ひとり親家庭や生活が困窮している世帯の子どもの学習の定着等に向けて、生活習慣の習得、学習支援を行います。

また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活できるよう、親の病気や出張等に際し、家事援助や一時預かり等のサービスを提供するほか、放課後児童クラブの利用がしやすいよう利用料の助成を行います。また、母子・父子自立支援員による生活や子育て等に関する相談や講習会を開催し、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援に取り組みます。

④ 生活困窮世帯に対する自立支援を行います。

住居や就労機会の確保をはじめ、生活に困窮している方が抱える多様な課題に対応するため、個々の世帯の状況や一人ひとりの心身の状況に応じた総合的な相談支援ができるよう、相談支援員等への研修の実施や、市町や関係機関とも連携を強化し、相談支援体制の充実を進めます。

＜施策の方向性＞

(5-4) 障害児等への支援の充実

本県の障害者施策の基本計画である「いしかわ障害者プラン 2019」に基づき、障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な支援の実施を図るため、障害の疑いがある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実、自立までの一貫した支援に取り組みます。

＜具体的な取組内容＞

① 障害のある子どものニーズに応じた指導や支援を行います。

障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、地域の教育、福祉、医療、労働等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を図ります。

また、個別支援計画を策定し、一貫性のある支援を行います。

② 発達障害児への支援に取り組みます。

アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害児に対し、発達障害者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的な支援を行います。発達障害の中でも、知的障害を伴う自閉症児に対する支援を専門的に行う拠点として、自閉症支援センターにおいて、相談、療育、就労に関する一貫した支援を行います。また、緊急時等の一時保護も行います。

また、学校教育においては、特別支援学校専門相談員、高等学校発達障害アドバイザー、生徒指導・発達障害サポートチームの派遣等により、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童生徒を支援します。

③ 聴覚障害児に対する早期支援を図ります。

産科や耳鼻科の医療機関や教育機関、市町の保健、福祉の関係者が密接に連携し、聴覚障害について早期からの最適な治療・療育の提供を図るとともに、家族への相談支援を行います。

④ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。

身近な地域で障害のある子どもの支援ができるよう、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進め、地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの圏域ごとの設置を促進します。

⑤ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携促進に努めます。

日常的に医療的ケアを要する障害児（医療的ケア児）が、地域において適切な支援を

受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、支援を調整するコーディネーターを養成します。

働き方

6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

出産後も仕事を続ける女性が増え、共働き家庭が増加する中、女性のみならず男性においても仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、誰もが仕事と生活に好循環を形作れるよう、企業におけるワークライフバランスの取組を推進するとともに、県民への普及啓発等の取組も進めていきます。

<施策の方向性>

(6-1) 企業におけるワークライフバランスの取組促進

企業におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の策定と質の向上を支援・促進するとともに、子育てを応援・サポートする意識を企業に普及啓発することにより、子育て中の労働者をはじめとした全ての労働者が能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備を支援します。

<具体的な取組内容>

① 企業における一般事業主行動計画の策定を支援します。

中小企業の割合が高い本県では、いしかわ子ども総合条例に基づき、従業員数21人以上の企業は一般事業主行動計画を策定することとしています。策定対象の企業には専門家を派遣することにより策定を支援します。

数値目標	一般事業主行動計画策定対象企業の策定率（従業員数21～49人）	(H30) 26.3% → (R6) 70.0%
------	---------------------------------	--------------------------

② 企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援を行います。

企業の経営者や管理職を対象とした講座の開催等により、企業における一般事業主行動計画の着実な実践やワークライフバランスの取組のさらなる充実などの質の向上を支援・促進します。

数値目標	仕事と生活（家庭生活、個人の活動・地域生活）を両立させている人の割合	(H30) 37.9% → (R5) 50.0% ※県民意識調査により把握
	育児休業取得率（男性）	(H30) 3.0% → (R7) 30.0% ※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日各位決定)」における目標値

③ ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

一般事業主行動計画を策定し、行動計画の内容等を公表する企業を「ワークライフバランス企業」としてロゴマーク等により広く周知するとともに、ワークライフバランス企業のうち特に優れた取組を行っている企業を表彰します。

数値目標	ワークライフバランス表彰企業数（累計）	(H30) 74 社 → (R6) 120 社
------	---------------------	-------------------------

④ 企業における男性の子育て参画促進に向けた取組を推進します。（再掲）

男性が子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。男性従業員の子育てへの参画に積極的に取り組む企業を「パパ子育て応援企業」として認定し、取組を周知します。

⑤ 男女共同参画を推進するために、具体的な取組を宣言した企業を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定します。

男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組や、仕事と育児・介護の両立支援などを推進するワークライフバランスの取組、男女が共に働きやすい職場環境づくりなどの取組について、社内で具体的に取り組むことを宣言した企業等を認定し、その取組を支援します。

⑥ 競争入札参加者資格審査に当たり、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価します。

競争入札参加者資格審査（物品、建築物管理、建設工事）に当たって、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価するため、一般事業主行動計画を策定し届出した者に対して評価点数を加算します。

<施策の方向性>

(6-2) 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

広く県民に対して、自らのワークライフバランスを実現することの大切さを普及啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、両立のノウハウの提供等の支援を行います。

<具体的な取組内容>

① 「県民育児の日」の実施など、県民に対するワークライフバランスの普及啓発を進めます。

子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とし、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、毎月 19 日を「県

民育児の日」と定め、その普及啓発のためいしかわエンゼルマーク運動を進めます。

② 若者のライフプラン教育の充実に努めます。(再掲)

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

③ 育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援します。

育児休業中の労働者を対象とした職場復帰セミナーの開催や、仕事と子育ての両立の不安や悩みに対する専門家からのアドバイスなどにより、育休からの円滑な職場復帰とその後の就業継続を支援します。

④ 子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。(再掲)

女性の就職を支援するため、「女性ジョブサポート石川」を設置し、個別相談や各種情報提供等により、子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。さらに就業後についても、女性の職場定着に向けた支援を行います。

⑤ 男性の子育てへの参画の促進に向けた意識啓発を進めます(再掲)。

男性の子育てに参画について、理解が深まり、社会全体で応援する気運が高まるよう、キャンペーンや「子育て支援メッセいしかわ」などのイベントを通じて、男性の子育てに関わることの大切さや意義等を啓発します。

子どもの貧困対策に対する県の取組概要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和元年6月改正）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）を踏まえ、本県においても、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

1 教育の支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策		主な取組	具体の掲載ページ
(1) 保育・幼児教育の無償化の推進及び質の向上	幼児教育・保育の無償化	多子世帯の経済的な負担軽減	P36
	保育・幼児教育の質の向上	保育・幼児教育サービスの質の向上	P34
(2) 地域に開かれた子供の貧困対策の学校プラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	SSWやSCが機能する体制の構築等	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等による各学校への積極的な支援	P41
(3) 高等学校等における修学継続のための支援	高校中退の予防のための取組	優れた教員の育成・確保	P41
		【再掲】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等による各学校への積極的な支援	P41
(5) 特に配慮を要する子供への支援	児童養護施設等の子供への学習・進学支援	児童養護施設等に入所する児童への進路相談支援や進学に要する費用を支援	P51
(6) 教育費負担の軽減	高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	奨学金制度による高校・大学等への進学の支援	P36
	生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	生活が困窮している世帯やひとり親家庭の進学費用等について支援	P53
	ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減		
(7) 地域における学習支援等	生活困窮世帯等への学習支援	ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援	P53
(8) その他の教育支援	学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保	学校や保育所等における食育の推進	P47
	多様な体験活動の機会の提供	体験活動を通じた豊かな心の育成	P41

2 生活の安定に資するための支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策	主な取組	具体の掲載ページ	
(1)親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための地域の支援体制の充実	P27
	特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	妊娠に関する専門相談窓口を設置し妊娠に悩む女性を支援	P28
(2)保護者の生活支援	保護者の自立支援	生活が困窮している世帯やひとり親家庭に対する自立支援	P53
	保育等の確保	【再掲】 保育・幼児教育サービスの質の向上 保育人材の確保のための取組の推進 放課後児童クラブの質の向上	P34、 35
	保護者の育児負担の軽減	働く保護者のニーズに対応したサービスの提供	P35
保護者の多様な保育ニーズに応じた一時預かりやショートステイなどのサービス提供		P33	
(3)子供の生活支援	生活困窮世帯等の子供への生活支援	ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援	P53
	社会的養育が必要な子供への生活支援	家庭養護を推進	P50
		児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援	P51
	食育の推進に関する支援	家庭における食育を推進	P47
【再掲】 学校や保育所等における食育を推進		P47	
(4)子供の就労に関する支援	高校中退者等への就労支援	高校中退者等への就労支援を推進	P53
	児童福祉施設入所児童等への就労支援	児童養護施設等で養育されている子どもに対する入所中から退所後までの継続的な自立支援	P51
(5)住宅に関する支援		県営住宅入居に際しての子育て世帯への優遇措置	P37

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策	主な取組	具体の掲載ページ	
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	家庭への復帰支援	【再掲】 児童養護施設等で養育されている子どもに対しての入所中から退所後までの継続的な自立支援	P51
	退所等後の相談支援		
(7) 支援体制の強化	児童家庭支援センターの相談機能強化	子育て中の親に対する相談援助等の支援	P49
	社会的養護の体制整備	【再掲】 児童養護施設等での家庭的養護を推進するなど養育ケア体制の質の向上を支援	P51
	市町村等の体制強化	市町や児童相談所における虐待への早期対応の推進	P49
	生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	相談員の資質向上や関係機関との連携強化	P53
	相談職員の資質向上		

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策	主な取組	具体の掲載ページ	
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援	P57
		企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援	P55
	ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭等の就業をサポート	P53
(2) 生活困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保	生活に困窮している方の自立に向けた就労支援の取組みを推進	P53

4 経済的支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」での重点施策	主な取組	具体の掲載ページ
児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	ひとり親家庭等に対する経済的な支援	P53
養育費確保の推進		
教育費負担の軽減【再掲】	【再掲】 奨学金制度等により、高校・大学等への進学 の支援	P36

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

市町計画の数値を集計したものを基本として、「幼児教育・保育の量の見込み（必要な利用定員の総数）」とそれに対応した「教育・保育施設による確保方策（施設の利用定員の総数）」を設定

第6章 プランの推進方策

1 プランに基づく施策の目標と施策の推進

本プランに基づく施策を着実に推進するため、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価するとともに、結婚と子育てに関する成果指標を設定し、取組の効果を検証します。

本プランに基づく施策の目標は次の36項目とプラン全体の成果指標の2項目とします。目標年度は令和6年度を基本としていますが、既存の国や県の他の計画と整合性を図る等の理由から、異なる目標年度を用いている数値目標もあります。これらの数値目標については、今後、他計画の策定状況や社会情勢の変化等に併せて、必要に応じて整合性を図ります。

また、「石川県長期構想」や「第2期いしかわ創生総合戦略」で掲げる目標等も合わせて、施策の推進を図ります。

◇プランに基づく施策の目標と成果指標

体系	施策の柱						
			現状値		目標値		
結婚	1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実(5項目)						
	1 縁結びistの数	人	H30	500	→	R6 750	
	2 婚活イベント参加者数(累計)	人		—	→	R6 10,000	
	3 いしかわ婚活応援企業数	社	H30	188	→	R6 400	
	4 高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数(累計)	人	H30	4,155	→	R6 10,000	
	5 新規学卒者の早期離職率(大学)	%	H27.3年 3年後	31.3	→	R3.3年 3年後 30.0	
妊娠・ 出産	2 安心して子どもを生み育てるための母子の健康及び増進(4項目)						
	6 妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	H30	95.1	→	R6 97.0	
	7 産後ケア事業実施市町数	市町	H30	9	→	R6 全市町	
	8 乳幼児健診受診率	%	H30	98.4	→	R6 99.0	
	9 乳幼児健診未受診者把握率	%	H30	99.5	→	R6 100.0	
子育て	3 全ての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備(13項目)						
	10 マイ保育園利用登録率	%	H30	62.8	→	R6 80.0	
	11 地域子育て支援拠点数	か所	H30	124	→	R6 133	
	12 いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数(累計)	施設		—	→	R6 200	
	13 保育教諭向け研修受講者数(累計)	人		—	→	R6 2,800	
	14 病児・病後児保育(病児・病後児対応型)実施か所数	か所	H30	38	→	R6 42	
	15 放課後児童クラブ登録児童数	人	H30	14,620	→	R6 16,693	
	16 放課後児童クラブ職員向け研修受講者数(5年間の累計)	人	H30	4,020	→	R6 5,500	
	17 プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	店舗	H30	2,790	→	R6 3,300	
	18 奨学金募集定員	人	H30	417	→	R6 必要枠の確保	
	19 父親の育児・家事の頻度(週3日以上)の割合 ※県民意識調査	%	H30	34.7	→	R5 50.0	
	20 男性の子育て参画促進のための講座受講者数(累計)	人		—	→	R6 500	
	21 いしかわエンゼルマーク運動認定店舗数	店舗	H30	1,399	→	R6 1,600	
	22 公益的建築物のバリアフリー化率	%	H30	67.9	→	※1	
		4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備(6項目)					
		23 乳幼児との触れ合い育児体験参加生徒数(累計)	人	H30	13,584	→	R6 30,000
		24 いしかわ子ども自然学校参加者数	人	H30	7,286	→	※2
		25 スポチャレいしかわ登録クラス数の割合	%	H30	86.7	→	R6 90.0
		26 保護者向け親学び講座を実施する小中学校数	校	H30	全校	→	R6 全校
		27 青少年のインターネット等の適正利用の推進に取り組む小中学校数	校	H30	全校	→	R6 全校
		28 地域版食育推進計画の認定件数(累計)	件	H30	120	→	R6 160
		5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実(4項目)					
	29 子ども家庭総合支援拠点設置市町数	市町	H30	4	→	R4 全市町	
	30 児童虐待対応力強化に係る母子保健・児童福祉担当者向け研修受講市町数	市町		—	→	R6 全市町	
	31 里親等(里親、ファミリーホーム)委託率	%	H30	23.0(3歳未満) 23.0(3歳以上就学前) 16.0(学童期以降)	→	R6 40.0(3歳未満) 40.0(3歳以上就学前) 26.0(学童期以降)	
	32 母子家庭の母の常用雇用率	%	H29	61.0	→	R4 62.0	
働き方	6 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進(4項目)						
	33 一般事業主行動計画策定対象企業の策定率(従業員数21~49人)	%	H30	26.3	→	R6 70.0	
	34 仕事と生活(家庭生活、個人の活動・地域生活)を両立させている人の割合 ※県民意識調査	%	H30	37.9	→	R5 50.0	
	35 育児休業取得率(男性)	%	H30	3.0	→	R7 (国)※3 30.0	
	36 ワークライフバランス表彰企業数(累計)	社	H30	74	→	R6 120	
成果指標(2項目)							
	1 県の結婚支援事業による成婚数(累計)	組	H30	884	→	R6 1,750	
	2 合計特殊出生率		H30	1.54	→	R6 1.70	

※1「石川県住生活基本計画」(県)の目標に準ずる(参考:現計画の目標値 R7:75.0%)

※2「石川の教育振興基本計画」(県)の目標に準ずる(参考:現計画の目標値 R2:6,000人)

※3 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(国)(令和元年12月20日閣議決定)における目標値

2 推進体制

本プランを実効性のあるものとするため、「石川県子ども政策審議会」を、子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項に規定する地方版子ども・子育て会議として位置づけるとともに、「いしかわエンゼルプラン推進協議会」を、次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1 項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として位置づけ、地域の子ども・子育て支援関係者や幼児教育・保育関係者、事業主を代表する者、子育て中の親、子ども・子育てに関する学識経験者など様々な分野の関係者が集まり、本プランの実施状況等について定期的に審議を行い、本プランを着実に推進します。

3 進捗管理

「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、本プランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、本プランの実施状況を公表します。

また、「石川県長期構想」や「第 2 期いしかわ創生総合戦略」、市町の子ども・子育て支援事業計画などの関連計画の見直しや、子ども・子育てに関する環境の変化等により、本プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行います。